

第百四十七回国会 参議院法務委員会 會議録第十四号

平成十二年五月十六日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十二日

辞任

塩崎 恭久君
櫻井 充君
千葉 景子君

補欠選任

国井 正幸君
江田 五月君
角田 義一君

五月十五日

辞任

魚住裕一郎君
橋本 教君

補欠選任

山本 保君
阿部 幸代君

五月十六日

辞任

阿部 正俊君
竹山 裕君

補欠選任

森下 博之君
岸 宏一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

風間 昶君

委員

北岡 秀二君
国井 正幸君
竹村 泰子君
山本 保君
平野 貞夫君
阿部 正俊君
岩崎 純三君
岡野 裕君
岸 宏一君
服部三男雄君
松田 岩夫君
森下 博之君
吉川 芳男君

衆議院議員

青少年問題に関する特別委員長

代理

青少年問題に関する特別委員長

代理

青少年問題に関する特別委員長

代理

青少年問題に関する特別委員長

代理

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

文部省教育助成 矢野 重典君
局長 厚生省児童家庭 眞野 章君
局長

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○児童虐待の防止等に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(風間昶君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十二日、千葉景子君、櫻井充君及び塩崎恭久君が委員を辞任され、その補欠として角田義一君、江田五月君及び国井正幸君が選任されました。

また、昨十五日、魚住裕一郎君及び橋本教君が委員を辞任され、その補欠として山本保君及び阿部幸代君が選任されました。

○委員長(風間昶君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(風間昶君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に国井正幸君及び山本保君を指名いたします。

○委員長(風間昶君) 商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、両案について政府から趣旨説明を聴取いたします。白井法務大臣。

○国務大臣(白井日出男君) 最初に、商法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社分割の制度を創設するため、商法、有限会社法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律を改正しようとするものであります。

その要点は次のとおりであります。

まず、商法につきましては、第一に、会社分割の形態として、分割によって設立する株式会社に分割する株式会社の営業を承継させる新設分割の制度及び既に存在する他の株式会社に分割をする株式会社の営業を承継させる吸収分割の制度を創設することとしております。

第二に、分割によって設立する株式会社または分割によって営業を承継する株式会社が分割に際して発行する株式を、分割する株式会社またはその会社の株主のいずれにも割り当てることのできるものとしております。

第三に、株式会社が分割を行うには、分割計画書を作成して株主総会の特別決議による承認を受け、また事前に分割する株式会社の貸借対照表、分割計画書等を本店に備え置いて株主及び債権者の閲覧等に供すべきこととするともに、分割に反対した株主に株式買い取り請求権を認め、

さらに、債権者に対しては債権者保護手続を経ることとして、株主及び債権者の保護を図ることとしております。

第四に、分割によって設立する株式会社等が分割をする株式会社から承継する財産の価額がその会社の総資産の価額の二十分の一を超えないとき等には、その会社は分割計画書につき株主総会の承認を要しないこととし、分割手続の簡素化を図っております。

第五に、分割によって設立した株式会社等は、分割計画書等の記載に従い、分割した株式会社の権利義務を包括的に承継することとしております。

第六に、分割の手続等に瑕疵があった場合には、株主、分割を承認しなかった債権者等は分割無効の訴えを提起することができることとしております。

次に、有限会社法につきましては、分割によって設立する会社を有限会社とする新設分割を有限会社または株式会社が行うこと及び吸収分割を有限会社と他の有限会社または株式会社の間で行うことができることとし、分割計画書等の社員総会の特別決議による承認、分割計画書等の開示、債権者保護手続等について、株式会社の場合と同様の規定を設けることとしております。

最後に、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律につきましては、会社分割の制度の創設に伴い所要の改正をすることとしております。

続いて、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきましても、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、民法は百四十九の関係法律について規定の整備を行うものとしてあります。以上がこれら法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(風間和君) 次に、商法等の一部を改正

する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員北村哲男君から説明を聴取いたします。北村哲男君。

○衆議院議員(北村哲男君) 商法等の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分について、その趣旨を御説明いたします。

第一は、分割計画書及び分割契約書の記載事項である設立会社または承継会社が分割会社から承継する権利義務に関する事項として、雇用契約等を明示することとするものであります。これは、雇用契約上の地位が分割計画書等に記載すべき分割によって承継する権利義務に含まれることを明らかにするものであります。

第二は、本法律案の附則中に、分割会社は、分割に伴う労働契約の承継に関して、分割計画書または分割契約書を本店に備え置くべき日まで労働者と協議をすることとする旨の規定を設けるものであります。これは、会社の分割により分割会社の労働者に係る労働契約を設立会社または承継会社に承継させるかどうか等について、事前に労働者と協議をすることを会社に義務づけることにより、労働者の保護を図ろうとするものであります。

以上が政府提出の法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(風間和君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(風間和君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、来る五月十八日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(風間和君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(風間和君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(風間和君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

児童虐待の防止等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に警察庁生活安全局長黒澤正和君、法務省保護局長馬場義宣君、法務省刑事局刑事課長池上政幸君、文部省生涯学習局長富岡賢治君、文部省教育助成局長矢野重典君及び厚生省児童家庭局長眞野章君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(風間和君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(風間和君) 児童虐待の防止等に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長富田茂之君から趣旨説明を聴取いたします。

富田特別委員長。

○衆議院議員(富田茂之君) ただいま議題となりました児童虐待の防止等に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

近年、我が国においては、親など保護者による児童虐待によりとうとうと命が奪われ、また心身に傷を受ける事件が多発し、深刻な社会問題となっております。

児童虐待は家庭内におけるしつけとは明確に異なる、親権や親の懲戒権によって正当化されるものではありません。そして、児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える

とともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、早期に発見し対応することが喫緊の課題となっております。

児童虐待を未然に防止するためには、現代の我が国における家族のあり方、近隣社会の連帯、教育のあり方、子育て不安等々の根本的な問題の解決が求められるとともに、我が国が批准した児童の権利に関する条約の内容も尊重し、適切な措置が講ぜられる必要がありますが、本問題の早期解決の緊急性にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を促進するため、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定める本案を提出した次第であります。

次に、本案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、この法律において児童虐待の定義をするとともに、何人も児童に対し虐待をしてはならないものとしております。

第二は、国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化等必要な体制の整備に努めるものとしております。

第三は、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないものとしております。

第四は、児童相談所が児童虐待を受けた児童について児童福祉法による通告または送致を受けたときは、児童相談所長は、速やかに当該児童の安全の確認を行うよう努め、必要に応じ同法による一時保護を行うものとするともに、都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員等をして児童の住所または居所に立ち入り必要な調査または質問をさせることができるものとしております。なお、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、警

寮官の援助を求めることができるものとしております。

第五は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法による児童福祉司等の指導の措置がとられた場合において、当該指導を受けることが義務である旨定めることとしております。

第六は、児童虐待を受けた児童についてその保護者の意に反して児童福祉法による施設への入所等の措置がとられた場合においては、児童相談所長または児童を入所させた施設の長は、当該保護者と当該児童との面会または通信を制限することができるものとしております。

第七は、児童の親権を行うものは、児童のしつけに際してその適切な行使に配慮しなければならぬものとしております。

第八は、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

第九は、児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後三年をめぐりとして、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(風間親君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹村泰子君 おはようございます。民主党の竹村泰子でございます。ちょっと風邪を引きまして、お聞き苦しいかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

きょうも登壇者の皆さんずらりと並びたいだいておりますけれども、衆議院におきまして青少年特別委員会、あるいはさまざまな違った政党

の中でもそれぞれに検討が進められてきて、何とか子供たちが虐待を受けることをストップさせたい、そして九八年度の厚生省の調査によりまして四十一人の子供たちが虐待によって殺されているというふうな事実を私も日本の国民として本当に憂うべきことだと思っておりますし、食いとめたい、こういう熱情でもっていろいろとさまざまなところで御努力をいただきましたことに心から敬意を表したいと思います。

それで、私ももちろん提案者の中にも入っているわけでございますけれども、少しくこれでもいいのかなとか、あるいはここまで言わなければいけないのではないかなとか思えるところがございますので、限られた時間でありましてけれども、幾つかお聞きしてみたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、ちょっと気にかかる部分なんですけれども、法案の第二条の第三号目に「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」という文言がございます。

大変今問題ともなっており、非常に数も多くなっておりますいわゆる学校に行きたくても行けない子供たち、家庭の中で学習をしている子供たち、そういった状況にある子供たちが「その他の保護者としての監護を著しく怠ること」という範囲に入るのかどうか。非常にこういってことで心血を注いでおられる多くの親御さんあるいは周辺の方たちが心配をしておられる部分でございますので、ぜひ明確にお答えをいただきたいと思っております。

○衆議院議員(池坊保子君) 今の御質問にお答え申し上げます。

私のものにもたくさんそのようなフックス等、御意見を伺いました。

ただ、この第二条第三号においては、子供が登校を希望しているにもかかわらず登校させない場合にはこれに該当するわけでございます。今、委員がおっしゃいましたように、親は登校させた

い、きちんと監護しているにもかかわらず子供は行きたくないという場合には、保護者としての監護をきちんと行っているわけでございますから、これには該当いたしません。

○竹村泰子君 それでは、「その他の保護者としての監護を著しく怠ること」ということの中に登校を拒否している子供たちあるいは行きたくても行けない子供たちは入らないというふうに発議者は考えておられると見てよろしいですか。

○衆議院議員(池坊保子君) そのように考えております。

○竹村泰子君 それでは次は、本法案の第十一条第二項におきまして、児童虐待を行った保護者が指導を受ける義務に反したとき知事は指導を受けるように勧告を行うことができるものと定めておりますけれども、従来の取り扱いとはどこが異なるのでしょうか。今もそうなっているのではないかと思います。具体的な方法がありましたらお願いいたします。

○衆議院議員(石井郁子君) お答えいたします。

従来は、保護者が指導を受けなかった場合には説得を試みる、そういう方法しかとれなかったと聞いております。また、義務でない親はなかなか治療に参加しないということ現場から聞いているところがございます。

本法案の十一條第一項におきまして、保護者が指導を受ける義務を明記したことになります。強力に指導を行う根拠ができることと、さらに勧告という手段も明文で定めたことによりまして、親子関係の修復を目指した保護者の指導を強力に行うことが可能になったと考えているところであります。

なお、この勧告の具体的な方法でございますけれども、都道府県知事名で指導を受けることを勧告する文書を直接職員が届けるという方法、こういう形で確実に保護者の手元に届くようなことになるのではないかと考えているところでございます。

○竹村泰子君 ありがとうございます。

次に、本法案の第十三条におきまして、児童の入所措置と保護者への指導の措置があわせてとられた場合、児童の入所措置を解除するに当たって指導を行うとされた児童福祉司等の意見を聞くこととされておりますけれども、これは従来も行われていたことではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○衆議院議員(石井郁子君) 続きまして私の方からお答え申し上げます。

従来ですけれども、親の同意に基づいて入所等の措置がとられていた場合には、親が同意を撤回しますと、指導の効果が上がっていない場合でも引き続き入所措置を続けるということが困難な場合もあったわけでございます。

本条におきまして、保護者が指導を受けたかどうか、さらにその指導の効果が上がっているかどうかを確認した上でなければ解除できないということ明文で定めたこととなります。親子関係が良好なものとならない場合は入所措置は解除されないという考えを明確に示したことになるわけでございます。これによりまして適正な保護の実現に資するということができまして、また第十一条の保護者が指導を受ける義務に従うということを促すということにもなると考えているのでございます。

○竹村泰子君 次に、ちょっとあちこち行ってみて申しわけないんですけど、第九条の立入調査に当たって立ち入りを拒否された場合に、裁判所の令状に基づいて解錠の必要がある、虐待が行われているという確たるいろいろな聞き込み情報があってそこに立入調査をしなければならぬとき、このときに裁判所の令状に基づき解錠の必要があると考えるわけですが、なぜそのような規定が設けられなかったのでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 立入調査につきましては、その場合に強制的に部屋に入るということになりまして、かぎを壊すとか、かぎを壊した人とその親子の関係というのはやや強硬なことをした人とされた人という関係になるので、実はその

後、その親子と児童相談所の職員というのとはやっぱり信頼関係がないとその後のいろいろなことがうまくいかなくなるという点がありまして、相談所の職員に例えれば裁判所から許可を出して銃を渡させる権限を与えるということは望ましくないのではないかと、そういう考え方でありまして、そこで、児童相談所の職員にはそのような強硬な権限は与えないことにいたしました。

ただし、この場合に児童福祉法の六十二条の一項というところに罰則の規定がありますので、保護者が立ち入りを拒んだ場合には罰金二十万円までを科すことができる、こういう間接的な強制によって公権力の行使という手段にするということでございます。

それとあわせて、今の九条と十条とをあわせて、十条が警察官の援助を求めるということをはっきり書いたために警察官と児童相談所の職員が二人一組で、警察官の即時の対応、いわゆる現行犯的な推定でもって中に入ることができると、警察官が本来持っている権限とあわせて、銃を渡すのが警察官で、中に立ち入って調査するのが児童相談所の職員、こういうことで問題を解決しようとしたわけでございます。

○竹村泰子君 次に警察官の援助ということについてお聞きしようと思っていんですが、すけれども、今半分ぐらいお答えいただいたんですけど、かなと思

います。
一般には、皆様の案が報道されますと、警察官にそんなに権限を与えて大丈夫なのかというように御意見も反対に來ているんです。ただ、状況的に、現場では一番困難としているのは、虐待を明らかにしていると思われる親権者といいますが保護者といいますが、そこに立ち入る、そして分離するといことがいかに難しいかということ現場では非常に悩んでおられるというふうにお聞きしております。

警察官の援助という規定が大変気にはなるんですけれども、しかし現場の力関係といいますが、子供を守るためにはいたし方ないのかなというふう

うに思います。

立入調査は従来よりも容易になったとお考えになりますか。

○衆議院議員(太田誠一君) 従来から、警察官に協力を求めることも別にしてはいけないということではありませぬ、警察が協力をするということもいけないというわけではなかったわけでございますので、従来からも協力はしてきたと思うんですが、ちょっとしたためらいとかそういうことのために事態が一層深刻になるということとを避けるためには即時の行動ということが必要でありますので、こういうふうに表示しておきますと、児童相談所の側も児童福祉関係の側も警察官も双方スムーズに連携協力ができるということになると思

います。現に、そういう政府関係者の両方の当事者もそのような理解をいたしておるようでございます。

法律は、はつきり書くことによってちゅうちょせずにぱっと行動できるというところがよいところだと思っております。

○竹村泰子君 本法案の第十二条の規定によって子供との面会、通信を制限された保護者、その保護者が措置に不服な場合、どのような救済方法があるんでしょうか。

○衆議院議員(池坊保子君) 児童相談所が判断した場合に、児童相談所は行政機関でございますので、不服でございましたら行政不服審査法の適用があると考えられます。また、それ以外の施設の長の場合については、児童相談所が中心となつて適切な解決を図ると思っております。

親が一時的な感情で子供に会いたいとか通信をいたしますことが児童並びに虐待から立ち上るうとしております保護者にとっても決していい現象をもたらさない場合が多くございますので、その辺は児童相談所が適切に考えて対処すると存じます。

○竹村泰子君 児童福祉法第二十八条に基づく入所措置について、家裁に対する措置の解除請求の制度を設ける、このことについては発議者はどう

お考えになりますか。

○衆議院議員(池坊保子君) 児童福祉法第二十八条に基づく入所措置は、家庭裁判所が客観的な判断に基づいて親子分離の措置が必要と判断した場合です。そのように判断された場合には、その判断に従い、専門的な判断に基づく措置解除が適当と認められるときは様子をみるということが児童の適切な監護の観点からも適正なのではないかと存じます。

特に、早期に親の請求で再統合を図りました場合、再び虐待が行われるという事実が多く残っておりますので、やはりきちんとした専門的な判断というのを必要としたすと思っております。

○竹村泰子君 本法案第二条の「保護者」の中には施設長も含まれると思われすけれども、本法案において施設内虐待への対応についてはどのようなお考えになったんでしょうか。

○衆議院議員(田中申君) 御質問の点でございますが、児童が入所している施設長は、児童を現に監護している者に該当し、したがって、委員御指摘のとおり、本法案の児童虐待の防止等の措置の対象になると考えております。

青少年問題に関する特別委員会が審議を行っている児童虐待防止法案を成立するためのその期間内に、船橋市にございす恩寵園の施設内虐待の問題がまた浮上してまいりまして、被虐待児の方々、子供たちからの声も聞いたり、あるいは委員会が施設に視察に入るといふ話も浮上したんですが、新園長就任の直前というふうな状況もありまして、いましばらく見守ることの方が望ましいのではないかと、急遽東京都内の児童養護施設に視察先を変えたということも経緯の中にございまして。

いろいろな施設によって温度差というのはあるんですけれども、現在、厚生省でも省令において最低基準の改正によって懲戒権の乱用の禁止を行うとともに、苦情解決体制の整備を行うと私ども聞いておりまして、しばらくその対応ということを見守ってまいりたいと思っております。

ただ、いろいろ審議が行われた青少年問題に関する特別委員会の内容を少し御紹介させていただきますと、民法第八百二十二条の懲戒権の問題や、あるいは児童福祉法において第四十七条の二項の「懲戒」の文言をこれからのように扱っていくかということ、あるいは児童養護施設の施設内虐待の抜本的な解決としては第三者による外部監査制度の導入ということも早期に検討されていくべきであるという意見なども出まして、今後の課題として残されているところであります。

○竹村泰子君 法律が今まさに成立しようとしていくところでありまして、すべてはこれからかもしれませぬけれども、このところはたくさんのかの被害がもう既に我々見聞しておりますので、十分に今後の監視及び国会での調査等も必要であるかと考えますので、よろしく御願い申し上げたいと思

います。

厚生省政務次官にお見えいただきましてありがとうございます。

○厚生省に二つ質問させていただきますと思ひますが、児童福祉法十一條、福祉司の資格、十六條の二、所長の資格などございすけれども、いずれも「前各号に準ずる者」ではなくなつて、かわりに「同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるもの」となつたんですけれども、厚生省令はどのような内容を、予想していかうかと言つた方がよろしいんでしょうか、考えておられますか。

○政務次官(大野由利子君) 今御指摘のように、児童福祉司、また児童相談所長の資格をいたしまして、現行法上では医師の資格を持っている人とか、一定の教育課程を修めた者のほかに、これらに準ずる者、このように定められておまして、近年は客観的に同等の専門性を有する人、このように厳しく指導してきたところではございますが、今回の改正部分におきまして、今回の改正では法の公布の日から二年以内に政令で定める日から施行する、このようになっておりますので、施行に間に合うように関係省庁または地方自治体、

児童相談所とも十分に調整をして検討してまいりたい、このように思っております。

いずれにいたしまして、児童福祉について十分な知識、経験を有する職員を確保する、こういう観点に立つて検討してまいりたい、このように思っております。

○竹村泰子君 もう一つ、児童相談所の充実強化のための福祉司の増員ということが出てきているわけですが、この春も若干増員をされたわけですが、今後についてはどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○政務次官(大野由利子君) 児童相談所の体制強化の方策といたしまして、十二年度から、御指摘のように地方交付税交付金で標準団体当たりの児童福祉司を十六人から十七人にと一名増員をいたしますとともに、児童相談所OB等を児童虐待対応協力員として採用できるということで、各児童相談所に一名、非常勤ではございますが、一名を配置して児童虐待の通報とか調査機関連携等へ迅速に対応できるように、このようにしたところでございます。

今回御審議をいただいております法案で指摘されておりますように、児童虐待への対応の中心となります児童福祉司の確保、資質の向上というものが大変重要な要素である、このように思っておりますので、今後とも地方自治体とも十分連携をとりながら児童福祉司の配置状況について努力をしてまいりたい、このように思っております。

○竹村泰子君 この法案は法務委員会が審議しているわけですが、厚生省それから文部省、そして法務省の人権等々、非常に広範囲にわたっておりますので、ぜひ厚生省の思い切った御決断をお願い申し上げておきたいと思っております。

もしお急ぎでしたら結構でございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。第九条の規定による立入調査をしました場合、必要があるときとは実力をもって親子を分離し、一時保護を執行することができるとあるかどうか。つまり、さつきもちょっと触れましたけれども、現場サイドで最も直面している困難は、反社会的、暴力的もしくは精神的混乱などで法遵守の意識のない虐待者からの子供の分離であると思

います。そうした場合、子供の心身の安全をまず確保するためには、やむを得ず実力行使を伴った分離が必要となると思います。

そこで、問いにございます一時保護を執行することがこの法案によってできるかどうか、お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(富田茂之君) 本法案は第九条で「都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあるとき」とあるときは、「立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる」という規定を新たに置きました。児童福祉法の二十九条にも立入調査の規定がもう既にございます。今回は、児童虐待が行われているおそれがあるときと認めるときに立ち入ることができるという新たな規定を設けたのでありまして、その結果、今、委員がおっしゃるような親子を分離する必要があると認めた場合というのは、児童福祉法の本則に戻りまして、委員おっしゃるような強制的に保護者の意思に反しても一時保護を行うことができるというふうに考えております。

○竹村泰子君 児童福祉法第三十三条第一項によります一時保護を行った場合には、面接、通信は制限できないのでしょうか。つまり、現場ではこれまで、児童福祉法による家庭裁判所に請求するケースあるいは刑事告発を考慮しているケースについては、これまでも虐待の防止、児童保護の観点から一時保護中の面会を制限してきております。もし新法第十二条の規定から一時保護中の面会制限についてできないなどという解釈が出てしまつと、現場は大混乱になるというふうに思うわけですが、このことはいかがでしようか。

○衆議院議員(富田茂之君) 本法案の第十二条は、家庭裁判所の承認を得て入所等の措置が行われたときの面会または通信の制限について定めたものでありますので、一時保護の場合にも直ちに面会または通信を制限することができるといふことはならないというふうに考えております。ただ、委員がおっしゃるような、一時保護の場合にこういつた面会や通信の制限が必要だということは衆議院の青少年問題に関する特別委員会の中でも大分議論になりました。この措置が必要だということは論点とはなつたんですが、今回は、家裁の承認がある場合、その承認をもとにして面会や通信を制限しよう、論点としては、民法の身上監護権の一時停止等できちんとした上でこの一時保護の場合にも制限した方がいんじゃないかというような論点は出てきたんですけれども、今回の児童虐待防止法案の中では、家庭裁判所の承認があった場合、そこに限定して考えております。

ただ、児童の適切な保護の観点から、保護者との面会、通信を制限することが適当と考えられるような場合にはそのような指導が行われる、そういう形で現実に対応がなされるものというふうに考えております。

○竹村泰子君 私の持ち時間がそろそろなくなつてまいりましたので、三年後の見直しについてお聞きしたいのですが、その見直しにつきましては検討事項が設けられておりますが、私のこれから申し上げる点についてもぜひ御検討をお願いしたいと思

います。例えば、第十二条の面接、通信の制限に違反行為に対する罰則規定を加えること。第十二条に、児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置と一時保護の場合においても面接、通信の制限を、今言ったものですね、加えること。それから三番目に、児童福祉法第三十三条第一項の規定による一時保護及び同法第二十七条第一項第三号の規定による措置中における法的手続を踏まない保護者の強制引き取りに対して罰則規定を創設することなどが必要ではないかと思

います。私が言わなくても、もう発議者の皆さんはよくよく長い間の御検討でおわかりだと思いますけれども、つまり法を守るという精神を持っていない虐待者もいるわけでありまして、特に性的虐待などの場合には自分の欲望を実力行使してどんなことをしても実現しようとする、そういう性癖がある人たちもおります。こうした虐待者に対しては、新法第二十一条第一号、同第二号で規定したもののついて刑事告発をする道があるのではありませんけれども、第二条第一項第三号、同四号の規定にはそぐわないのかなというふうに思いますので、三年後の見直しにつきましては、私どもも御一緒に協力をしていただきたいと思います。

もし御答弁があればお伺いして、最後に大臣、今こういつた審議が行われて児童虐待の法律が成立しようとしているところでございますけれども、人権を守る立場にあられる、その頂点にあられる大臣の御決意のほどを伺って、私の質問を終わりたいと思

います。○衆議院議員(富田茂之君) 今、竹村委員の方から御指摘ありました三点につきましては、衆議院の青少年問題に関する特別委員会の審議、また発議者の間で最後の成案を得るために協議した中でもうすべて出てまいりました。ただ、今回はここまでは踏み込めなかったという状況を御理解いただきたいと思

います。ただ、検討事項にも規定しておりますとおり、この法律の施行状況等を勘案して、御指摘いただいた項目の適否を含めて、三年後の見直しに向けて今後引き続き検討したいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○国務大臣(白井日出男君) 児童虐待は児童の心身の成長及び人格の形成に大きな悪影響を与えるものでございまして、重大な問題であると認識をいたしております。関係機関の緊密な連携のもとにその防止を図る必要があると思

います。こうした観点から、私ども法務省関係機関におきましても、他の関係機関と連携をして適切な対応に遺憾なきを期してまい

私は、実は厚生省におりますときにこの部門の担当の専門官でございまして、そのこともあり、全国の研究者の方とか、また施設、現場の方からいろいろEメールなどをいただきまして、今回の参議院における審議について注目をしております。また、党内でもこの委員の方にも個人的にお話も申し上げました。きょう、こういう形で成案が参議院にも出されたということ、そして成立するであろうということを大変喜んでおります。本当に御苦勞さまでございました。

そこで、時間も限られておりますので、私は余り細かいことについてはお聞きせずに、まず参議院の方にこの法案のねらいと、またこれまでなかった特徴というふうなものについて簡単にもう一度整理していただくかと思うんです。

それは、御存じかもしれませんが、実は昭和八年という相当古い、早い段階で我が国にも児童虐待防止法という法律がございました。これはイギリス、アメリカ等の事例、当時の流れの中でつくられたものでありますけれども、当時の虐待という定義は、親が子供を身売りさせるとか、またはこじき等で見世物にするというふうなことを主に念頭に置いた虐待概念であつたわけであります。ほかの法律にも虐待という言葉はいっぱい出てまいりますけれども、今回ここで新たに現在の状況に就いて見直したというふうなことに、私も、ぜひその辺についてお話を伺いたいなと思っております。

○衆議院議員(富田茂之君) 山本委員の方から今お話しございましたように、山本委員は本来この問題は一番専門家でございまして、私ももととは同じ党でございまして、いろいろな御意見をいただいて、それを衆議院の青少年問題特別委員会の各発議者ととの間における協議の中でさまざまなお話をさせていただきまして、満足のいかない点もあると思いますが、一歩前進できたのではないかなというふうに考えております。

また、全国児童相談所長会の方がアンケート調査をされまして、児童相談所の現場でどういった

ことを困っているかというものを物すごく詳しく提起してくださりました。全国児童相談所長会の会長さんにも参考人で委員会の方に出席していただきまして、本場に現場の児童福祉司さんたちが困っていること、現場で本当に悩んでいること、また児童虐待防止にかかわってこられた民間のさまざまな団体の皆様からも委員会でも参考人としてお話を聞きました。また法律の専門家からもどういった形で児童虐待防止に關して新しい法律をつくったらいいかという御提案もいただきました。その方たちの意見を最大限この法律案は取り入れることができたのではないかとこのように考えております。

提案の趣旨及び内容につきましては冒頭御説明させていただきましたので省略させていただきますが、この法律ができた、またこの法律の審議の過程がさまざまな報道されることによって、児童虐待の防止に對して国民の関心が物すごく高まってきた、これも一つの成果ではないかというふうに考えております。

参議院におきまして速やかに審議、可決されて、児童虐待に悩んでいらっしゃる方、本場に困っている現場の方たちの一助になればというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本保君 それでは、一点だけ内容に、中でちょっと気になっているところがありましたので、確認的にお聞きしたいと思っております。それは第五条、児童虐待の早期発見ということで、さまざまな専門的な、また対応する部署におられる専門家の方が児童虐待の早期発見に努めなければならないという条文が新設されました。

これまで国民一般、全員に児童虐待については通告義務があるわけでありまして、ただこれまで私も気づいておりましたのは、このような専門家の方に例えば罰則をつけるとか免責をするというふうな形で通告義務というものをより手厚くという、手厚くといいますか、より重くというふうな議論が多かったと思うんです。ただ、私、気づい

ておりましたのは、そういう議論はいかに、専門家の方は本来一緒にあって、または一番最初のインタークをしたわけですから、その方が中心になって虐待に對応しなければなりませんのに、通告というふうな形をとったのは何のための専門家だというふうな気もしておりました。

今回、そういう通告義務を重くするというよりは、早期発見に努めようという条文になったわけでありまして、この辺について、こういう専門家の連携ということを前提としているというふうには私は理解しておるんですけれども、この辺はいかがでございましょうか。

○衆議院議員(富田茂之君) 今、山本委員がおっしゃったような問題意識で委員会でも審議をいたしましたし、参議院の間で最終的に取りまとめるときに同じような問題意識を持ちました。加重の通告義務を課そうか、または罰則を科した方が早期発見がなされるんじゃないかという議論も出たんですが、もともと国民一般に通告義務があるのに、それを加重する根拠は一体何なんだ、またその罰則が本当に意味があるのかというふうな議論になりました。今回のように「早期発見に努めなければならない」、こういう書きぶりをするということによって現場にいらっしゃる専門家の皆さんに児童虐待の防止により一層努めていただくというふうな形にしました。

そして、守秘義務との関係で、この法律に基づいて通告することによって守秘義務違反にならないというところをつけ加えていただいて、さまざまな意見を聴取した中で、現場のお医者さんたちは、自分たちが通告することによって守秘義務違反を問われるのではないかとということをお心配されているというふうな御意見もありましたので、そこをきちんと法律上明らかにして、この両方の規定によって早期発見に努めるといふふうに考えた次第です。

○山本保君 大変微妙な問題のところに踏み込まれた、そして明快な形で書かれたということをお本

新法という形でつくられましたので、先ほど竹村委員の質問にもあったような問題が実はいろいろあるわけですが、児童福祉法などの直接的な改正という形をとりますと、児童虐待という事例と一般的な要保護に對するさまざまな問題への対応ということとの振り分けというのが大変実は難しくなるわけでありまして、罰する立場からだけ考えますと明らかな事例なんです。実は児童福祉法の流れの中で児童虐待があるかどうかというふうなことはなかなか難しい問題であります。ですから、私もこれまでこの辺どうすればいいのかなと思っておたんですけれども、今回こういう新法という形で出されたということも私重ねて評価したいと思っております。

それでは、実はこの運用に關して、これは担当の方から御説明といたしますが、少し議論をしたいと思っております。

先ほどのお話にも少し出てきたこととございまして、今度の児童福祉法の改正、附則のところにありますけれども、この児童福祉法十一條または十六條という形でこの児童福祉司、児童福祉の専門家の任用要件というものが変わるわけでありまして、厚生省にお聞きしたいのは、今回の第五号と、また児童長については四号ですが、私ども口の悪い者は掃きだめ規定なんて言っておりますので、だれでもなれるんじゃないかと。つまり、児童福祉では言うなら一番専門性が低いといいますが、一番基本的なところであります。保育士さんについては国家試験もあり、非常に厳しく、勝手に保育を名乗ることもできませんし仕事もできないのに、一番肝心な一番高い専門性の人材が実は非常に少ない状況があるわけですね。こういう逆さまになった状況があるわけですから、まだうまく変わっていないと思うんです。

そこで、厚生省令についてはまた今度お聞きするとしまして、例えば十一條五号で同等以上ということになるわけですが、当然第一号が本来この専門的な資格を想定している条文だと思つて

す。そこには、厚生大臣が指定する施設を出た者、修了した者という規定になっているわけですが、例えども、厚生省にお聞きしますが、例えば第一号で言っている養成する施設というのは全国にどの程度用意されているのでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 御指摘の児童福祉司を養成する施設でございますが、現在国立の児童福祉施設に併設をいたします職員養成施設でございます。また、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所及び国立秩父学院附属保護指導職員養成所の二カ所が埼玉県にございまして、それから上智社会福祉専門学校、これが東京都にございまして、計三カ所でございます。

○山本保君 今報告していただきましたけれども、実は全国に三カ所しかない。しかも国立の施設は、本来業務といいますが、本来の専門性は別の専門性のものに当てておられるわけでありまして、そういう点で言いますと今名前を出した私立の専門学校が唯一である。私もよく知っておりますけれども、定員とすれば数十人でありまして、つまり、この形で全国の児童相談所の職員の養成は実はできないわけでありまして、こういうことがずっと残念ながら今まで続いてきた。私も関係した者として非常にこの辺は自分自身でも申しわけない気がするわけでありまして、例えばこの辺をきちんと組みかえて、例えば今おっしゃった三施設とも四年制大学を出た方を養成しております。ですから、大学院修士課程を前提とした養成機関、またそのカリキュラムというふうなものを含めると厚生省は示していく、そのための研究などもすぐに行うべきではないか、児童福祉というものの専門性とは何なのかということ、きっちりここで行うべきではないかと思うのでございまして、いかがでございましょうか。

○政府参考人(眞野章君) 先生御指摘のとおり、児童福祉司は児童に関する体や心の変化、成長過程に起こりますさまざまな問題の発生メカニズム、さらには保護者に対するソーシャルワークの

技法等の児童福祉に関するいろんな専門性が必要とされております。今、先生御指摘のとおり、ただいま申し上げました養成施設は、大学卒業を入学資格といたしまして一年間児童福祉に関する専門科目を学んでいただいているわけでございます。また、御指摘のとおり、二号の条項で心理学、教育学その他を修めた者というものもございまして、御案内のとおり最近福祉系の大学というものも非常にふえてまいっております。

そういうような観点で、児童相談所の研修につきましては、大変遅まきで恐縮でございますが、今研究を開始したというところでございまして、児童相談所の職員を養成するためのカリキュラムの見直しその他を含めまして検討してまいりたいというふうに思っております。

○山本保君 それは早急にぜひやっていただきたいといいますが、児童福祉という言葉はだれでも知っている言葉でありますのに、実はその専門性の中身が余りはっきりしていなかったということでありまして、これは情けない話だと思っております。もう一つ厚生省に、これは簡単に聞きます。

先ほど竹村委員の質問の中に実はあったんですが、児童相談所の福祉司を、福祉司というのは司でございまして公務員というものであります。これをふやしたらどうだという話がありました。私はそれにはちょっと賛成できかねるわけでありまして、アメリカなどの例を見ましても、このようなことに対応するのは、公務員であるかないかではなくしてその専門性を持った人であるかどうかの問題なのであります。

ですから、局長の方から今お話があったような例えはそういう専門養成施設、またはそのカリキュラムなどがきちんと確定したのであれば、その時点でまず公務員が全部独占するような形での措置権限でありますとか児童福祉の相談体制でありますとか対応体制というものを組み直して、専門性を持った民間の方にお願いするということを

進めるべきだと思うんですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 衆議院の青少年特設委員が民間のボランティアの力を大いに活用すべきだという御指摘をいただきました。私も大変重要であるというふうに考えておりまして、従来から子育て支援基金を活用いたしまして児童虐待防止の活動への支援なども行っております。またさらに、平成九年に改正されました児童福祉法によりましては、児童家庭支援センターというわが専門機関をつくっております。これは民間でもやっていたかというようにございまして、またできたばかりで数は少のうございまして、そういうところの活動というものも期待をいたしております。

とにかく、それこそ官民挙げて一体となつてこの問題に対応していくということが必要であらうかと思っております。

○山本保君 ここが実はこの児童福祉法体制の一の問題点といえますが、矛盾したところなんですね。古いというか、もう既に四十年も五十年も前の体制が残っているわけなんです。今の名前が出た児童家庭支援センターにしても、現場の声を聞きましてもなかなか難しい。きょうは時間がありませんので細かいことはお聞きしませんけれども、予定どおりには進んでいない。当然であります。そのためには措置権限でありますとか職員の行う役割が今までのものとどう違うのかという

ことをきちんとしなければ動かないと思うんです。余分なものが出てきたというふうに現場では見る向きもあるわけでありまして、児童福祉司という、司というものを土というふうに直したりして、ぜひ専門性を中心にした体制にしたいと思っています。

次に、これも今度の中で議論されたと思うんですが、これでも、実現しなかったし、また法律としてしなくてもできるのではないかなと思っておりますので、法務省の方にお聞きしたいわけでありま

時間ありませんので端的に申し上げますが、例えばある親がこの関係で警察の厄介になったと。こうなりますと、その内容によって検察官が起訴するかどうかというのを決めるわけでありまして、この場合、私も現場の方から声を聞いておりますと、警察官までのところは、なかなか婦人警官が頑張っていたり、まさに犯罪者として見るよりはこの家庭をどういうふうに直していくのかという視点が使われているというふう

に聞いているんですけれども、事が検察官のところへ行った瞬間に有罪か無罪かというふうな形になつてしまつて、せっかくそれまで築き上げてきた信頼関係なんかもなくなつてしまつてというふうな例も聞いているんです。

私は、一つ提案でございますけれども、例えば起訴猶予というふうなことになりますと、有罪じゃないんだが、有罪かもしれないけれども、今の刑法の考え方では、訴訟法の考え方ではほとんどこの方に対して対応することがないんじゃないかなと思うんです。ぜひこういう起訴猶予の場合に、親へのカウンセリングとか、または親子関係をつくるためのプログラムを履修せよというふうなことを設ける、実行させるというふうなことが大事じゃないかと思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○政府参考人(池上政幸君) お答え申し上げます。

児童虐待に係る刑事事件におきまして、検察官が起訴、不起訴の処分を決定するに当たりまして、委員御指摘のとおり、虐待が将来にわたり繰り返されないよう配慮することは極めて重要な事柄であると考へております。

児童虐待事件が検察官に送致されるような場合は、通常既に児童福祉機関においてしかるべき指導等の措置がとられている場合も多いと考えておりますけれども、所要の捜査を遂げました結果起訴猶予処分とする場合には、検察官においても、必要に応じてそのような指導等の措置が既にとられているかどうかについて確かめ、関係機関と連

絡を密にして再発防止のための環境を整えた上で適切に対処するよう努めているところでありまして、今後とも児童虐待事案の再発防止に向けて所要の措置をとってまいりたいと考えているものと承知しております。

また、委員お尋ねのカウンセリング等の受講を勧めることにつきましては、児童福祉法第二十七条に定める児童福祉司あるいは児童家庭支援センター等の指導を受けることが児童虐待の再発防止のため必要であると認める場合には、検察官においてそのような受講を被疑者に対して勧めることも可能であると考えております。

○山本保君 一つの考え方として、もう機械的といいますが、システムチックにそういう方へ移すということも必要かなという気もしますけれども、しかし個人のプライバシーというようなことを考えますと、今おっしゃったように、ぜひそういう情報を現場の方々に教えたいという、そしてその御本人の方からぜひそれを受けたいというような形で申し出があるようにしていただきたいと思っております。

一つちょっと気になっておりますのは、今は更生緊急保護というところでよろしいですね、今おっしゃったことは、ちょっと法律を読みますと、犯罪者予防更生法ですか、この辺を見ますと、四十八条の二にどういうサービスかということが列挙してあって、「緊急に、その者に対し、居住を授け、金品を給与し、若しくは貸与する等の一時保護又は一定の施設に収容して、宿泊所を供与し、必要な教養、訓練、医療、保護若しくは就職を助け、環境の改善若しくは調整を図る等の継続保護」という言い方をしております、ちょっと親子関係をつくるのには入ってこないんじゃないかという気がするんですが、いかがでございますか。

○政府参考人(池上政幸君) 御指摘のように、私がお答え申し上げたことにつきましては、私がお答え申し上げたことにつきましては、児童虐待に及びました親に対するカウンセリング等とは目的を異にしているものと考えており

ます。

私が申し上げましたのは、検察官が起訴猶予とする際に、当然再発防止のための環境を整え、それを起訴猶予の理由の一つとするわけでございまして、そのための環境調整の一環として被疑者たる親に対して児童福祉司等の指導を受けるよう勧めることも可能である、あり得るということを申し上げたものでございます。

○山本保君 ありがとうございます。ちょっと確認したかったのでお聞きしました。

もう時間もなくなってきましたので、もう一回だけお聞きします。

今の流れで、今度は、有罪であるというように形で刑事処分を受ける、しかしこの場合でも執行猶予という形で実刑は科さないということも考えられますね、当然こういう親の場合そこまで行かないということもあり得るわけですから、それからもう一つ、実際には懲役などで処分が付いたとしても仮出獄という形で出てこられる。

現場のいろいろな声を聞きますと、もちろん処分といいますが罰則というものはある程度たては済むわけですが、刑事的に考えればそれでその方は無罪放免ということになるんじゃないかと、しかし親子関係保たれた子供が行く末というのを考えますと、それで終わりとはなかなか言えない例がたくさんございます。こういう例えば起訴猶予でありますとか仮出獄などのときの保護観察という処分があると思うんですけれども、これについても同じような形でその子供たちを守るような対応ができないのかというふうに考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(馬場義宣君) お答え申し上げます。先生お尋ねの仮出獄で保護観察になった者、それから裁判で執行猶予でかつ保護観察に付された者、これにつきましては現在保護観察というところをおきましては、対象者の問題状況に応じて適切な保護観察等の協力を得て必要な指導監督、補導援護

ということをやっております。

お尋ねの虐待親というようなケースを考えてみますと、当然のことながらこの保護観察の過程で必要に応じて病院とか児童相談所等関係機関と連携を密にいたしまして、本人に対して医療的措置やあるいは専門家のカウンセリング、こういうことを受けるよう助言をし、この種保護観察対象者に対するよりきめ細かい処遇を実施するよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山本保君 どうもありがとうございます。

私申し上げました、先ほど例に出しましたが、例えば警察官の方の協力というようになっていますと、民事不介入ということではなかなか入っていきません。しかも、その出口といえますか、そこが有罪か無罪かということだけでは、確かに幾らか協力しても全部起訴猶予であるということになったのでは現場の方もとてもできないだろうと思うんです。ぜひそうではない、この家庭回復命令というものをひとつ考えていただきたいと思います。それが実行できるようにしていただきたいと思っております。今積極的なお答えをいただきましたので期待しております。どうぞよろしくお願いたします。

では終わります。ありがとうございます。

○阿部幸代君 日本共産党の阿部幸代でございます。

保護者と子供、いわば家庭内の児童虐待の問題を普遍的な人権問題としてとらえて、その防止のために超党派で法律案をつくったということを変革的なことであると思っております。

そこで、伺いたのですが、私はこの法律を本当に生かしていくためには子どもの権利条約における子供を権利の主体として見るという子供観を確立していくことがとても大事なような気がいたします。

このことは具体的にみると一層明らかになるのですが、例えば重要な論点になっている親権の適切な行使とそれから親権喪失制度の適切な運用の

問題、第十四条と第十五条ですが、子供を権利の主体として見る子供観を根底に解決していくべきではないかというふうに思っています。懲戒権、懲らしめ戒めというものは言葉としてどうなのかとか、親権の喪失までに至らない方策、新しい概念の創出も含めて必要ではないのかとか議論があると思うんです。

三年後の見直しにもかかわる問題ですが、基本は子供を普遍的な権利の主体として見る、こういう子供観を確立していく方向で解決されていくべきではないでしょうか。

○衆議院議員(富田茂之君) 今、阿部委員御指摘のような意見も、この法律案の成案を得るために協議する中で委員と同じような意見を述べられた先生もおられました。ただ、全員の一致をそういうふうに見たわけではございません。

この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えることにかんがみて、児童虐待を防止するとともに、児童虐待を受けてしまった児童に対する適切な保護を加えるための諸施策を定めたものであります。児童の心身の成長及び人格の形成を願う基本的立場に立つて我々はこの立法をいたしました。

ただ、冒頭私が趣旨の説明をいたしました中に、「我が国が批准した児童の権利に関する条約の内容も尊重し」というような文言も入っておりますので、その思いをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○阿部幸代君 子供の利益を中心に置いていくということですね。

○衆議院議員(富田茂之君) そのような意見もありましたし、児童の権利に関する条約の内容を尊重していくところでは各委員の意見も一致しております。

○阿部幸代君 もう少し具体的に聞きたいんですが、第十二条の「面会又は通信の制限」、これは極めて限定されたものになっています。つまり、保護者の意に沿わない家庭裁判所の承認による施設等への入所の際に限定しています。実際に

は親が同意して子供が施設に入所する場合でも、子供にとっては会うこと自体が恐怖で、面会攻め、電話攻めで参ってしまふ子もいるのだそうです。

子供を権利の主体としてとらえ、その子供の保護に必要な場合には、こうした親の同意がある場合でも面会または通信の制限が行われてもよいのではないかと。例えば、手紙はよいが面接と電話はやめさせる等が行われてもよいのではないかと現場からも声が上がっていますが、どのように考えますか。

○衆議院議員(太田誠一君) 今の具体的なことについてはさらに詰めていかねないと思いますけれども、今の考え方は、あくまでも十二条に書いてありますように「児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から」と、すなわち子供の方から物を見るということであり、すなわち子供の方から児童虐待の防止ということは何を意味しているのかという、会に於てさらにそこを新たな虐待が行われることを防止する、あるいは児童の保護の観点からということは何を意味しているのかという、会に来ることによって子供がさらに心が乱れるとか、あるいは今おっしゃったように恐怖を感じるということから子供を守るというふうな観点からこの十二条は規定したものでございます。

簡潔に言えば、面会を求め、あるいは通信、何らかの電話攻めがあったというふうなときに、児童施設の方で子供に、何々ちゃん、あなたは会いたいことを聞くというふうなことに、子供の意思を尊重するというふうなことになるかと思うのであります。

○阿部幸代君 気になるのは、極めて限定されているということなんです、この十二条が、親の意に反する、つまり家庭裁判所の承認による施設入所というふうな限定がされているんです。そこが心配なんです。そうでない場合もある。

○衆議院議員(重田茂之君) 先ほども他の委員の

方から御質問がありましたけれども、ここは我々の間でもいろいろ議論したんですが、家庭裁判所の承認があった、そういう何か法的機関の介入があった場合に面会の制限とか通信の制限を認めよう。

確かに必要性はわかるんですが、委員がおっしゃるような場合にまで面会の制限や通信の制限をするということになりますと、民法の方との絡みで、身上監護権とどういふふうに調整していくんだというところがございまして、今回はそこまではちょっと踏み込めない。必要性があるのはもちろん理解しておりますが、今回は家庭裁判所の承認があった場合には面会の制限とか通信の制限はできると。

委員がおっしゃるように、いろんな方法を検討したらどうだというのはそのとおりだと思いますので、それは三年後の見直しまでこれからの運用状況を考えたいといきたいというふうに我々発議者の間で考えております。

○阿部幸代君 もう一つ具体的な問題なんです、第十條に於いてですけれども、児童相談所長による虐待を受けた児童の安全の確保や一時保護、児童委員や児童福祉事務所職員による立入調査とか質問に際して警察官の援助が求められたときには必ず応じるべきだと思っております。

初歩的なことといえども、警察は家庭内の人権問題に力になってくれないのではないかと、こういう意識が強まっている折ですので確認をしたいのですけれども、これは提案者と警察庁と両方に伺います。提案者、先に。

○衆議院議員(池坊保子君) 今、委員がおっしゃる通りに、警察の果たすべき役割は国民の安全と身体を守ることでございますから、子供並びに子供を守る人の安全を守るために援助が必要だというときには当然援助すべきというふうに思っております。

今まで警察が民事不介入で援助を余りしてなかったということが、ドメスティック・バイオレンス

スもそうですけれども、児童虐待にも大きな影響を与えてきたと思っておりますので、今回、児童虐待に関しては警察の援助を求めていくということでございます。

○政府参考人(黒澤正和君) お答えいたします。警察といたしましては、これまで児童虐待は人格形成期にある児童の心身に深刻な影響を及ぼす大変重大な問題であると認識をいたし、すなわち、児童の生命、身体を守り、また、当該児童の精神的な立ち直りを支援することによって問題行動等に走ることを防止するという観点から、この問題を少年保護対策の最重要課題の一つとして位置づけ、積極的に取り組んできたところでございまして、大変重要な問題であると認識いたしておるところでございます。

したがって、援助を求められました場合には、警察といたしまして、その責務と権限に基づきまして児童相談所職員等の職務が円滑に行われますよう適切に援助してまいりたいと考えておるところでございます。

○阿部幸代君 次に、法案を実効あるものにするために伺います。

第十一條に於いてですが、児童虐待を行った保護者の指導についてどこでどういう指導をするかを考えておられるのか。特に、家族が相談に来る場合に、虐待した実母本人からの相談が八六・六%という実態があるわけで、そういう実態を踏まえたとき、その指導をどのように考えたいかというふうに考えていらっしゃいますか。

○衆議院議員(石井郁子君) 児童虐待は、虐待を受けた子供が心身に深い傷を負う、また命の危険にさらされるということが第一義的に問題なんですけれども、虐待を行った親の方も心に傷を負っているというところが問題になるわけです。虐待する親の多くは過去に暴力を受けている、あるいは虐待を受けて育ったということが言われていますので、世代間連鎖ということも強調されているところでもあります。

私どもは、そういう点で、この児童虐待の防止

というのは、子供を保護する、救うということと同時に、やっぱり親へのケア、親への指導とか治療ということが進められないと本当にこれをなくしていくことはできないというふうに考えて、このことを大変重視してきたところでございまして、それがこの法律にもいろいろ載せられているというふうに思います。

お尋ねの件は、親への指導の具体的な方法というのはどういうことを考えているのかということですが、やっぱり第一にその場となるのが児童相談所だろというふうに思うんです。児童相談所の職員によるカウンセリング、あるいは家庭訪問による指導等々をするんですけども、現行の児童相談所でそれが本当にできるかという点でいうと、今後の本当に体制の充実が求められていくというふうに思います。

ここでも書かれていますけれども、そういう意味で高い専門性を必要とされるわけです、この指導に当たりまして。その専門性のある人材の養成、育成ということが要すると思います。カウンセラー、セラピストの配置や養成ということがこれからはますます必要になってくるというふうに思います。職員の人材の確保と資質の向上を図るための研修等の必要な措置ということも第四條第二項で規定されているところでです。

それから、民間の団体がこういう点では非常に重要な役割を既に果たしておられますし、これらも民間あるいは専門家の方々のさまざまな相談活動、連携ということが重要になっていくというふうに考えているところでございまして、これも第四條第一項に体制の整備ということでも盛り込んでおるところであります。

つけ加えてですけれども、本当に母親からの相談が圧倒的に多い。今、育児が不安で育児ノイローゼ、あるいは密室の育児ということがあって、そういう中で意に反して虐待が行われているということがありますので、広い意味での育児不安を取り除く、あるいは育児支援、子育て支援、そして家族への支援ということがなければいけな

いというふうに思います。

私も、この法律がでるというところの報道の中から各方面からのいろんな御意見もいただきました。そういう中では、防止の概念の中には介入だけじゃなくてもつと援助や治療という視点が必要じゃないかと、これは専門家の方々からも御意見をいただきました。これはカウンセリグに携わっておられる臨床心理の立場からの御意見でありました。

そういう意味で、もつとこういう方面での施策の充実ということをこの法の整備とともにあわせて進めていきたいということを私個人としても大変強く考えているということも申し上げたいと思いますし、そういうことも大変議論をされてきたということも申し上げたいというふうに思います。

○阿部幸代君 第八条に關してですが、児童相談所長が通告や送致を受けたとき「速やかに、当該児童の安全の確認を行うよう努める」とありますが、この「速やかに」というのはどのくらいの時間を想定しているのか。つまり、手おくれになつて死んでしまうということもあり得るわけで、大変重要なところのような気がするんですが、どのように考えておられるでしょうか。

○衆議院議員(田中甲君) ただいま御指摘の点でありますけれども、この「速やかに」という点は現場で実務に当たっている方々が大変に注視されている点であるという常に認識を持って対応してまいりました。

正確にこの点を御答弁させていただきたいと思いますが、「速やかに」とはできるだけ早急にという意味でありまして、具体的に何時間以上かかれば違法になるというものではございません。ただ、この条項の立案に際しましては、埼玉県の子童相談所が通告を受けた時点から四十八時間以内に安全確認を行うこととなっておりまして、それを参考にしたことは事実でございます。

その意見を委員会でお交わしている中で、しかしながら都道府県ごとに児童相談所の体制整備に格

差があるという点と、全国一律に四十八時間という時間を定めることは格差の点から極めて困難ではないか、逆に実務上現場に過重な負担を与えかねないという懸念が話し合われて、今回の場合には具体的に時間を入れての運用ということにはならなかったといういきさつを答えさせていただきます。

○阿部幸代君 今、体制整備というお話がありました。結局この問題は児童虐待防止のための基盤整備いかにいかにかかわってくるのだというふうに思います。必要な人員と体制がなければ速やかに行かないということも起こってしまうわけですね。そこで、厚生省に質問いたしますが、第四条にかかわつてですが、児童虐待の早期発見と虐待を受けた児童の保護、もう一つ法案には明文化されていないのですが、ケアが必要だと思ふんですけれども、その関係機関の連携が重要になります。この関係機関とはどこを想定しているのか。保健所や保健センター、保育所の重要な役割を位置づけるべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 関係機関といましては、先生が今おっしゃられました保健所、市町村保健センター、保育所を当然想定いたしておりますし、そのほかいろんな福祉施設、それから医療機関、こういうところとの連携、特にケアという面になりますとそういうところが必要であらうかと思つております。

ただ、特にその中でも保育所につきましては、私も、やはり一番早期発見、早期対応といえますが、日常乳幼児の状況を把握しているわけでございますので、そういう意味では大変期待をいたしておりますし、また昨年十月に保育所保育指針を改訂いたしました際にも、そういう虐待の疑いのある子供を早期発見するための留意事項と虐待が疑われる場合の保護者の対応などを盛り込みまして指導をいたしておりますし、それから保健所、市町村保健センター、これは乳幼児健診または訪問指導等の母子保健事業、こういうものを活

用することによりまして、非常に予防、早期発見ということと大きな役割を果たすべき施設であるというふうに考えておりました。そういう意味では相談体制の整備、職員の研修というものを充実していきたいというふうに考えております。

○阿部幸代君 早期発見、保護、ケアにおける連携ということとどう関係してよろしいですか。

○政府参考人(眞野章君) 当然そういうことが必要であるというふうに思っております。

○阿部幸代君 次に、児童相談所と児童福祉司の役割が大きくなると思うんですが、これは専門家から聞いたお話ですが、例えばカナダのトロントでは人口が四百三十万人ですが、四つのチルドレンズ・エイド・ソサエティーがあつて、その一つが二百七十人のソーシャルワーカーのマスター、つまり専門的な資格者がいるんだそうです。一千二百万人の人口を持つ東京にはたった百六人の児童福祉司しかないそうですから、日本はまだまだこれからのことだと思ふんです。

子供の人権を守る新しい法律をつくるのですから、法律を実施するための基盤整備として児童福祉司の養成と増員に思い切つて力を注ぐべきではないかと思ふんです。

時間の関係でもう一つまとめて質問しますが、附則第三条にかかわつて、児童福祉法第四十五条の施設設備、運営の最低基準の問題です。虐待を受けた児童のために必要な生活水準の最低基準は、単に発達のためだけでなく、いやしをも可能とするようなものでなければならぬのだと思ふんです。

子供の人権を守る新しい法律がつくられるわけですから、この最低基準の見直しが必要ではないかと思ふんですが、この二点どのように考えていますか。

○政府参考人(眞野章君) 児童相談所の体制、それから児童福祉司の養成、増員につきましては、先ほど政府次官からお答え申し上げましたように、私も平成十二年度、最も力を入れて予算の獲得に努力したつもりでございますが、今後とも

鋭意努力をしてみたいと思つております。

また、御指摘がございました最低基準の件でございますが、私も十一年度から心理療法を担当する職員を児童養護施設に配置する、また最近のことでございますので、できるだけ個室が整備できるような施設整備基準というふうなものが、または都市部ではいわば大変小規模の児童養護施設、家庭にかわり得るような小規模の児童養護施設を創設するというような施策を進めてまいっております。今後ともそういう努力をしてみたいというふうに思つております。

○阿部幸代君 どうもありがとうございます。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。

各政党、それぞれ取り組んでまいりましたが、皆さん方超党派の物すごい真摯な粘り強い頑張りのおかげで、きょうこうして議論ができることを本當にうれしく思いますし、大変尊敬と感謝を申し上げます。このことによつて、児童虐待に遭つていた子供が加害者に転じていくという暴力や虐待の連鎖をこの法律が少しでも断ち切ることに役立てることが本當にできるだろうと思ふので、非常にきょうはわくわくというか、うれしく思つております。

まず、第二条、保護者の定義において、「親権を行う者、未成年後見人その他の者」とあるが、具体的にどういう者を指すのでしょうか。

○衆議院議員(池坊保子君) 今、委員にお褒めの言葉をいただいて、大変うれしゅうございます。確かに、おっしゃる通りに連鎖犯罪を防がなければいけないという強い強い願いがございましたし、また子供たち、弱い者を救わなければならぬというその熱意だけに動かされて今日を迎えることができた。

今、御質問でございますけれども、保護者の概念は現在児童を保護、養育している者を指す概念でございますので、多くの場合は保護者は親権者としての実の親または養父母を指すことになろうと存じます。また、親権者や後見人のいない児童に対して親権を行う児童福祉施設の長や、親権者

のいない児童について選任された未成年後見人も通常は保護者になると考えられます。また、そのほかには、母親が再婚いたしました場合の夫、つまりその子にとっての義理の父、その逆もあると存じますけれども、また、親戚に養育されている児童にとつては親戚の人も児童を現に監護している場合の保護者というふうに考えられると思えます。

○福島瑞穂君 第二条、「わいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」とありますが、具体的にどのような行為を指すのでしょうか。

○衆議院議員(富田茂之君) これは児童虐待のうち、いわゆる性的虐待と言われるものであります。児童に性交を強いること、児童の性器をさわること、逆に児童に自己の性器をさわるること、あるいは児童に淫行をさせること等を指すというふうに理解しております。

○福島瑞穂君 二条四号で「著しい心理的外傷を与える言動」とは具体的にどのような行為を想定していらっしゃいますか。

○衆議院議員(石井都子君) 具体的にはどのような行為かというお尋ねでございますので、具体的ににお答えしたいと思っております。一つ挙げられたいのは、兄弟と比べて著しい差別的な取り扱いをする、おまねな生まれなければよかった、こういうことを繰り返していきますと子供に日常生活にも支障を来すような精神的な症状があらわれてくる。それから、親が無視をしたり拒否をするという、子供がいじめられることを問いつても答えられないという態度が続くますと、そこでもやっぱり精神的な症状があらわれてきます。こういう精神的な症状というのは、将来にまで響くようなトラウマを与える言動を親から与えられるという問題です。

これは四つの類型がございますけれども、一から三までのこの身体的症状、今の性的虐待等々とも重なってあらわれる、心理的な症状としては、考えなければいけないというふうに思っています。

るところで。

○福島瑞穂君 厚生省の取り組みについては先ほどから質問が出ておりますので、文部省にお聞きいたします。

学校の教職員に対してどのような研修を行っているのかというのが第一です。

○政府参考人(矢野重典君) 教員に対する研修につきましては、各都道府県教育委員会と教員の任命権者において適切に行われるべき事柄でございますけれども、文部省といたしましては、会議や文書による通知等を通じて本法律の周知のため教員研修の実施に万全を期してまいりたいと考えております。また子供の悩みを受けとめられ、初任者研修等におきましてカウンセリング研修の充実を図りますなど、児童虐待問題の解決に可能な限り教員が寄与できるよう今後とも意を用いてまいりたいと考えているところでございます。

○福島瑞穂君 学校で子供たちに、子供の持つ権利、虐待に対する情報、知識をどう教えていくべきと考えられますか。

○政府参考人(富岡賢治君) 文部省におきましては、従来から憲法や教育基本法の精神にのっとりまして、学校教育活動全体で人権尊重の意識を高める教育ということについては大事な問題だという認識をもちろん持っているわけでございます。が、具体的には、小学校、中学校の社会科などにおきまして、基本的人権尊重の重要性とか、人権を守る仕組みなどについて指導を行っているところでございます。

また、高等学校で家庭科がございますけれども、子供の発達と保育、福祉について指導することとしてございますけれども、特に子供の健全な発達を支えるために、親や家族の果たす役割についての理解、また育児不安や児童虐待などについても触れまして、親の保育責任、それから社会的支援策等についての理解を促すようにしているわけでございます。今後、特にこの点につきまして

も一層大事にしてまいりたいと考えております。

○福島瑞穂君 スウェーデンの中学生の社会科が翻訳されていますけれども、おもしろいと思ったのは、子供にはこんな権利がある、困った子供はここに電話ができるという電話番号まで教科書に書いてありました。

日本でもCAPなどいろいろなロールプレーをやったりするさまざまな活動がありますが、そういうNGOの活動も活用していくことについて、文部省はどうお考えでしょうか。

○政府参考人(富岡賢治君) 今のうちに、学校教育で取り上げるというご話のほかに、例えば子供や家庭のいろいろな電話相談というようなことが大事でございます。現在、二十四時間の、子供や親からの電話相談を全国で受け入れるような相談体制を整備しようということを進めておるわけでございまして、それから気軽に子育ての相談に乗るようなサポーター、地域の子育てサポーターの配置等のネットワークの充実ということも進めておるわけでございます。

それから、今、先生御指摘のように、子供たちがすつと電話ができる、あるいは親がすつとに電話したらいいかというようなことがなかなかわからないということもございまして、今、全国のゼロ歳から十五歳までの、お父さん、お母さん方に配っております家庭教育手帳とかノートにも、児童虐待などがありましたときにどこへ電話したらいいんだというふうなことの情報も流すようにしているところでございます。今後とも、一生懸命やっております。

○福島瑞穂君 二十四時間相談体制は今どれくらい進んでいるのでしょうか。

○政府参考人(富岡賢治君) 十一年度から始めましたので、今十三県でございますが、ことしは大體それを倍にいたしまして、三年間の間に全国で展開できるようにいうふうに考えてございまして、大體、ボランティアの方々を中心に御協力いただこうと、こういうふうに思っております。

○福島瑞穂君 国会でもチャイルドラインの議員連盟がありますが、ぜひそういうもので困っている人のサポートができるように、よろしく願います。

第六条の通告義務で、故意でなく通告したケースが虐待ではなかった場合、刑事、民事的な責任を負う必要はないと考えますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(田中甲君) この点、衆議院でもいろいろ議論がなされました。過ってしまつた、虚偽の通告で刑事上、民事上の責任を問われることはなかなか想定したいというのが法務省の答弁でございました。

また、十一人の参考人を昨年より特別委員会では招いている意見を聴取してまいりました。が、その中で、海外の活動が非常に長く、諸外国の児童虐待問題にかかわってきている森田ゆりさんという参考人の御意見を伺ったところ、一般の国民全部に免責が伴うのでしたらそれは非常に無責任な形で通告がされていくことが出てくるという危惧がされていくところでありまして、今回、私、個人的な意見を申し上げるならば、名誉毀損など民事上の損害賠償の責任を問われるケースというのは起こり得るのではないかと懸念を持っています。一人でありましても、本法律では三年後の見直し規定というものもつてございまして、その間の施行、実施した後の状況ということが確認した上、改めて法文で明記することが必要なのかどうか、参議院の方々と検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

○福島瑞穂君 セクシュアルハラスメントの事件、あるいはドメスティック・バイオレンスのケースもそうですが、むしろ女性側が名誉毀損で訴えられる、つまりセクシュアルハラスメントで女性側が何か訴えた場合に、女性側、あるいはそれを支援した大学の先生などが名誉毀損で訴えられるというのがかなりあります。要するに双方打ちあみない形で、ですから、数はもちろん多くないとは思いますが、あり得ると思ひまして、故

意で虚偽の通報をするのは論外だけれども、今後、ぜひ検討事項として議論していく必要があると思います。

次に、民法八百二十二条、懲戒権についてお聞きをいたします。

民法八百二十二条は、「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。」という条文があります。児童虐待防止の観点から、法務大臣はどう見直していくべきだと考えられますか。

○国務大臣(白井日出男君) 民法は、親権者は必要な範囲でみずからその子を懲戒することができるといってあります。これは、親権者が子の監護上、子の非行や過誤を矯正し、それを指導するために必要かつ相当な範囲内で子に対し一定の措置をとることを認めたものでありまして、子の監護教育のため必要かつ合理的なものだと考えております。懲戒権を廃止するとすれば、親が子のために行う正当なしつけもできないことにもなりかねないなど、家族制度のあり方にも大きな影響を与えるものでございまして、懲戒権を廃止すべきかどうかについては極めて慎重であるべきものと考えております。

○福島瑞穂君 発議者の池坊さん、どうでしょうか。

○衆議院議員(池坊保子君) 私は、個人的には、懲戒権というのは親が養育する権利でだけれども、これは責任、義務というふうに考えて、権利というのはいずれおかしいのではないかとこのように考えております。イギリスなどでは、これは権利から責任というふうに変りましたし、それから、各国の事情を見ますと、懲戒権というのが書いてありますところはなくなっておりますので、今後は考える必要があると存じます。

また、八百二十二条第二項にございます「懲戒場」というのは現在も存在しておりますけれども、これは、存在していいものはないものもう廃止して、削除してもいいのではないかとこのように考えております。

えておりますので、今後は検討の余地があるというふうには私自身は考えております。

○福島瑞穂君 親は子供へ所有物を持つわけでもなく権利ではなく、むしろ義務を持つていっていると思えますので、ぜひこれは将来検討事項として残すべきだと思えます。ありがとうございます。

次に、十四条で「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならぬ」とありますが、虐待防止の観点からこの条文の意図することは何なのでしょう。

○衆議院議員(太田誠一君) 今の懲戒権という言葉が適切な言葉であるかどうかは別として、今の池坊委員のお話のように、親が児童、児童というのは児童福祉法や今度の法律では十八歳までは児童と、いかどうかは別としていたしたわけでございますので、そうすると、児童というのは人格の形成期にある、人格の形成が完了したわけじゃないという意味で、それは責任というか、当事者能力やあるいは判断能力がまだ十分でないという意味でそういう保護をされているんだと思えます。

そうしたならば、その場合に親がそれに対する身上監護権という責任を、言葉は適切でないけれどもしませんが、親が子供をしつけをする、いわば人格形成に資する責任があるんだということであろうかと思えますので、そういう大人がしつけていくためには時として厳しく接する場面というのがあるかもしれない。しかし、そのことは、そういうしつけの必要性があるということと児童虐待を容認するということは全然別のことであるということ、このような表現になったわけでございます。

○福島瑞穂君 子供へのしつけという名目で虐待が行われてきた、子供に対するしつけという名目で学校内の体罰が正当化されてきたということがありますので、このことについてはこの虐待防止法が虐待推進法にならないように十分チェックする必要がありますかと思えます。

次に、厚生省にお聞きします。

欧米では里親委託が主流でありますけれども、日本では里親制度をどう充実させていられるのか、お考えをお聞かせください。

○政府参考人(眞野章君) できる限り家庭環境の中で児童を養育していきたいというふうに思っております。そういう意味では里親制度というのは大変有意義な制度だというふうに考えております。

ただ、残念ながら、先生御案内のとおりなかなか日本にこの里親制度、充実されているか、一般的かといえますと非常に難しいございまして、逆に最近では委託する児童数が減っているという状況でございます。私ども、何とかそういう状況で家庭のない子供たちに家庭的環境を与えるこの里親制度をぜひ充実させたいというふうに思っております。いろんな全国里親会に對します助成をございまして、十一年度からは児童養護施設がございまして、十一年度からは児童養護施設がございまして、それから児童養護施設に對する助成でありますとか、それからこれまでとはにかく共働き家庭には里子は出さないというふうなことがございまして、夫婦とも就労している場合でも保育所を利用して里親として児童を受託できる、何とかそういうようなことをいろいろ図ってきいているわけございまして、今後ともその普及推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○福島瑞穂君 附則第三条で「児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。」とありますけれども、水準の向上をどう考え、具体的にどのよう改善を図っていくか、このように思います。

○政府参考人(眞野章君) 私ども、児童福祉法の最低基準をぜひ向上していきたいというふうに思っております。十年度には児童福祉法の改正を踏まえまして、自立支援の機能を強化するための職員を配置いたしましたし、十一年度からは、先ほどちょっと申し上げましたが心理療法を担当

する職員の配置も行っております。

また、施設整備につきましましてはできるだけ個室の整備も可能となる、大体入所定員の半分ぐらいい、二分の一ぐらいいは個室、四分の一ぐらいいは二部屋というような整備が可能となるような国庫補助基準というふうに今はいたしてあります。今後とも、その充実を努めてまいりたいというふうに考えております。

○福島瑞穂君 子供への精神的ケアについて条文はありませんが、どうお考えでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) やはり、虐待を受けた子供さんや後フォローする、一時保護をしまして母子分離をするというのでも大切でございますが、その後のアフターケアは私も大変大事だと思っております。これは、親の方にも子供さんの方にも両方大切だということに思っております。

先ほどちょっと申し上げました児童養護施設への職員の配置をございまして、児童相談所におきまして児童福祉司、心理判定員による心理療法、それから情緒障害児短期治療施設というのがございます。そこでは心理療法を専ら担当いたしております。そういうような手段をいろいろ工夫いたしまして、充実に努力してまいりたいというふうに思っております。

○福島瑞穂君 さまざまな問題もあつたし、これからどう私たちがシステムをフォローし監視しつづけていけるかが課題だと思えます。特に、衆議院の先生方が努力されてこまごまございまして、こまごまというふうに変ですが、こまごまいたことには重ね重ね感謝いたします。今後一緒にこの法律を大きく育てていけることができればと思います。

以上です。

○委員長(風間紀君) 他に御発言もないようです。から、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(風間紀君) この際、委員の異動について御報告いたします。

第一三三五号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 広島市安佐北区三入東一ノ三三ノ
一 藤川義文 外二百九十九名

紹介議員 前川 忠夫君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三三六号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 石川県七尾市古府町二ノ二
西野康男 外二百九十九名

紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三三七号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県龍野市掛西町長尾九二八
富士田浩佳 外二百九十九名

紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三三八号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 大分県大野郡大野町大字中原一、
四八九 吉田正一 外二百九十九名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三三九号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 横浜市区大岡五ノ四〇ノ二ノ二
ノ二〇一 赤坂里花 外二百九十九名

紹介議員 菅川 健二君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三四〇号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 東京都品川区八潮一ノ四ノ二ノ二
〇二 中村努 外二百九十九名

紹介議員 郡司 彰君

請願者 奈良県香芝市下田東四ノ六ノ八
永田松蔵 外二百九十九名

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三四一号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 大分県中津市沖代町一ノ七ノ三二
幸野和成 外二百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三四二号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 青森県八戸市岬台一ノ六ノ四
館孝成 外二百九十九名

紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三四三三号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 川崎市幸区北加瀬三ノ一〇ノ三
斎藤富美子 外二百九十九名

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三四四号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 島根県平田市十六島町七三六
渡部淳夫 外二百九十九名

紹介議員 谷本 義君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三四五号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 東京都品川区八潮一ノ四ノ二ノ二
〇二 中村努 外二百九十九名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三四六号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 島根県那賀郡三隅町東平原五六三
ノ二 丸山義典 外二百九十九名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三四七号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 島根県浜田市殿町一〇九 岡本好
明 外二百九十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三四八号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 広島県深安郡神辺町道上二、六一
六ノ四 平盛博之 外二百九十九名

紹介議員 高橋紀世子君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三四九号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 島根県大田市川合町吉永六〇 山
崎浩二 外二百九十九名

紹介議員 齋藤 勤君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第一三五〇号 平成十二年四月二十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 広島市中区江波西二ノ一四ノ五
魚本泰光 外二百九十九名

紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、児童虐待の防止等に関する法律案(衆)
一、商法等の一部を改正する法律案
一、商法等の一部を改正する法律案の施行に伴う
関係法律の整備に関する法律案

児童虐待の防止等に関する法律案
児童虐待の防止等に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、児童虐待が児童の心身の成
長及び人格の形成に重大な影響を与えること
に堪がみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待
の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児
童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定
めることにより、児童虐待の防止等に関する施
策を促進することを目的とする。

(児童虐待の定義)
第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保
護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者
で、児童を現に監護するものをいう。以下同
じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者
をいう。以下同じ。)に対し、次に掲げる行為を
することをいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそ
れのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童
をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著
しい減食又は長時間の放置その他の保護者
としての監護を著しく怠ること。

四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行
うこと。

(児童に対する虐待の禁止)
第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはなら
ない。

(国及び地方公共団体の責務等)
第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の早期
発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切
な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連

携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童に対し専門的知識に基づく適切な保護を行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする。

4 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家族の関係及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見)

第五条 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十五条の規定により通告しなければならない。

2 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第二十五条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 児童相談所又は福祉事務所が児童虐待を受けた児童に係る児童福祉法第二十五条の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた児童相談所又は福祉事務所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 児童相談所が児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十五条の規定による通告又は同法第二十五条の二第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、速やかに、当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証書を携帯させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十二条第一号の規定を適用する。

(警察官の援助)

第十条 第八条の規定による児童の安全の確認、同条の一時保護又は前条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をしようとする者は、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができる。

(指導を受ける義務等)

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同条の指導を受けなければならない。

2 前項の場合において保護者が同条の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同条の指導を受けるよう勧告することができる。

(面会又は通信の制限)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十八条の規定により同法第二十七条第一項第三号の措置が採られた場合においては、児童相談所長又は同条に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる。

(児童福祉司等の意見の聴取)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置が採られ、及び当該児童の保護者について同条第二号の措置が採られた場合においては、当該児童について採られた同条第三号の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同条第二号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴かなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)

第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。

とする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三條中児童福祉法第十一條第一項第五号の改正規定及び同法第十六條の二第二項第四号の改正規定並びに附則第四條の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第三條 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第三條 児童福祉法の一部を次のように改正する。

三の二 社会福祉士

第十一條 第一項第五号を次のように改める。

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるもの

第十六條の二第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に改め、同条の次に次の一号を加える。

二の二 社会福祉士

第十六條の二第二項第四号を次のように改める。

四 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるもの

第三十三條に次の二項を加える。

前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

第四十五條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

第四十五條に次の一項を加える。

児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において前条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧法」という。)第十一條第一項第五号に該当することにより同項に規定する児童福祉所に任用されていた者は、前条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)第十一條第一項の規定にかかわらず、施行日以後も引き続き同項

に規定する児童福祉所であることができる。

2 施行日の前日において旧法第十六條の第二項第四号に該当することにより児童相談所の所長に任用されていた者は、新法第十六條の第二項の規定にかかわらず、施行日以後も引き続き児童相談所の所長であることができる。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第五條 中央省庁等改革関係法施行法平成十一年法律第六十号の一部を次のように改正する。

第五百九十五條の次に次の一條を加える。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)
第五百九十五條の二 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三條のうち児童福祉法第十一條第一項第五号の改正規定及び同法第十六條の第二項第四号の改正規定中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

(小字及び一は衆議院修正)

商法等の一部を改正する法律案
商法等の一部を改正する法律
(商法の一部改正)

第一條 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

「第六節ノ三 会社ノ分割

第一款 新設分割

第二款 吸収分割

第六節ノ四 資本ノ減少」

第二百十條第二号中「合併」を「営業ノ全部ヲ承継セシムル吸収分割、合併」に改め、同條第四号中「第二百四十五條ノ二の下に」、第二百四十五條ノ五第三項を、「第三百五十八條第五項」の下に、「第三百七十四條ノ三第一項(第三百七十四條ノ三十一第五項ニ於テ準用スル場合

ヲ含ム)、第三百七十四條ノ二十三第五項」を加える。

第二百十條ノ二第五項を削り、同條第三項の次に次の一項を加える。

第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議ニ依リ定ムル譲渡スベキ株式ノ總數ハ其ノ

決議ヨリ前ニ為サレタル同項ノ規定ニ基ク決議ニ係ル譲渡スベキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザルモノ及第二百八十條ノ十九第二項ノ決議ニ依リ定メタル新株ノ引受權ノ目的タル株式ニシテ未ダ発行セラレザルモノノ數ト併セテ発行済株式ノ總數ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百一十一條ノ二第一項第一号中「株式移転」の下に「会社ノ分割」を加える。

第二百一十二條第一項中「株式ハ」の下に「会社ノ分割又ハ」を加える。

第二百二十二條第三項中「株式移転」の下に「会社ノ分割」を加える。

第二百三十條ノ四第一号中「株式移転」の下に「分割」を加える。

第二百三十條ノ九中「算入セズ」の下に「第二百四十五條ノ五第六項」を、「第三百五十八條第八項」の下に、「第三百七十四條ノ二十三第八項」を加える。

第二百四十五條ノ四の次に次の一條を加える。

第二百四十五條ノ五 会社ガ他ノ会社ノ營業全部ノ譲受ヲ為ス場合ニ於テ其ノ對価ガ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ノ二十分ノ一ヲ超エザルコトキハ会社ニ於テハ第二百四十五條第一項ノ決議ニ依ルコトヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テハ会社ハ營業全部ノ譲受ヲ約シタル日ヨリ二週間内ニ相手方タル会社ノ商号及本店並ニ第二百四十五條第一項ノ決議ニ依ラズシテ營業全部ノ譲受ヲ為ス旨及其ノ要領ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ会社ニ對シ書面ヲ以テ營業全部ノ譲受ニ反對ノ意思ヲ通知シタル株主ハ会社ニ對シ自己ノ有スル株式ヲ營業全部ノ譲受ニ係ル契約ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ同項ノ期間ノ満了ノ日ヨリ二十日以内ニ株式ノ額面無額面ノ別、種類及數ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百四十五條ノ三第二項乃至第五項及前條ノ規定ハ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

会社ノ発行済株式ノ總數ノ六分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ガ第三項ノ規定ニ依ル反對ノ意思ヲ通知ヲ為シタルトキハ此ノ條ニ定メタル手續ニ依リ營業全部ノ譲受ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第二百八十條ノ十九第三項中「前ノ同項」を「前ニ為サレタル同項ノ規定ニ基ク」に、「発行サレザル」を「発行セラレザルモノ及第二百十條ノ二第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議ニ係ル譲渡スベキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザル」に改め、同條第五項を削る。

第二百八十五條ノ七中「又ハ」の下に「吸収分割若ハ」を加え、「附シ」を「付シ」に改める。

第二百八十八條ノ二第二項第三号の次に次の二號を加える。

三ノ二 新設分割ヲ為シタル場合ニ於テ第三百七十四條ノ五前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルコトキハ其ノ超過額

三ノ三 吸収分割ヲ為シタル場合ニ於テ第三百七十四條ノ二十一前段ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ分割ニ因リテ營業ヲ承継シタル会社ノ増加シタル資本ノ額ヲ超ユルコトキハ其ノ超過額

第二百八十八條ノ二第二項の次に次の三項を加える。

分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ對シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割當ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ二ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ノ利益準備金

備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヨリ同項ノ規定ニ依リ資本準備金ト為サザル金額ニ相当スル金額ヲ控除スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ノ利益準備金ヨリ控除スル金額ハ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ利益準備金ト為ス額ヲ超ユルコトヲ得ズ

分割ニ因リテ營業ヲ承継シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ對シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ割當ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ三ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第二百九十四条ノ二第一項中「関シ」の下に「自己又ハ其ノ子会社ノ計算ニ於テ」を加え、同条第二項中「無償ニテ」の下に「自己又ハ其ノ子会社ノ計算ニ於テ」を、「有償ニテ」の下に「自己又ハ其ノ子会社ノ計算ニ於テ」を加え、「会社」を「自己又ハ其ノ子会社」に改め、同条第三項中「会社」を「会社又ハ其ノ子会社」に改め、同条第四項中「規定」の下に「子会社ガ有限会社ナルトキハ其ノ子会社ニ付テハ有有限会社法第三十一条第一項並ニ同条第二項ニ於テ準用スル第二百六十七條第二項乃至第六項及第二百六十八條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定」を加える。

第三百四十六條中「株式移転」の下に「分割」を加える。

第二編第四章中第六節ノ三を第六節ノ四とし、第三百七十二條の次に次の節名及び款名を付する。

第六節ノ三 会社ノ分割

第一款 新設分割

第三百七十三條及び第三百七十四條を次のように改める。

第三百七十三條 会社ハ其ノ營業ノ全部又ハ一部ヲ設立スル会社ニ承継セシムル為新設分割ヲ為スコトヲ得

第三百七十四條 会社ガ新設分割ヲ為スニハ分割計画書ヲ作り株主總會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

分割計画書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 分割ニ因リテ設立スル会社ノ定款ノ規定ニ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル株式ノ種類及數並ニ分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ関スル事項

二 分割ニ因リテ設立スル会社ノ資本ノ額及準備金ニ関スル事項

三 分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四 分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ヨリ承継スル〇〇權利義務ニ関スル事項

五 分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ノ株主ニ對シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割當ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ノ資本又ハ準備金ノ減少ヲ為ストキハ減少スベキ資本ノ額又ハ準備金ニ関スル事項

六 分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ノ株主ニ對シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割當ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ガ分割ニ際シテ株式ノ消却又ハ併合ヲ為ストキハ其ノ方法

七 分割ヲ為スベキ時期

八 分割ヲ為ス会社ガ分割ノ日迄ニ利益ノ配當又ハ第二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ストキハ其ノ限度額

九 分割ニ因リテ設立スル会社ノ取締役及監査役ノ氏名

十 一 会社ガ共同シテ分割ニ因リ会社ヲ設立スルトキハ其ノ旨

十一 分割計画書ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依リニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

分割ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムル場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ第一項ノ決議ハ第三百四十八條第一項ノ規定ニ依リニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

但シ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ニ對シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ總數ノ割當ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百七十四條の次に次の十四條及び一款を加える。

第三百七十四條ノ二 取締役ハ前条第一項ノ株主總會ノ會日ノ二週間前ヨリ分割ノ日後六月ヲ経過スル日迄左ノ書類ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

一 分割計画書

二 分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ関スル事項ニ付其ノ理由ヲ記載シタル書面

三 各会社ノ負担スベキ債務ノ履行ノ見込アルコト及其ノ理由ヲ記載シタル書面

四 前条第一項ノ株主總會ノ會日ノ前六个月内ノ日ニ於テ作りタル分割ヲ為ス会社ノ貸借対照表

五 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ニ非ザルトキハ最終ノ貸借対照表

六 分割ヲ為ス会社ノ最終ノ貸借対照表ト共ニ作りタル損益計算書

七 前号ノ損益計算書ノ外第四号ノ貸借対照表ト共ニ損益計算書ヲ作りタルトキハ其ノ損益計算書

株主及会社ノ債権者ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第三百七十四條ノ三 第三百七十四條第一項ノ株主總會ニ先チ会社ニ對シ書面ヲ以テ分割ニ反対ノ意思ヲ通知シ且總會ニ於テ分割計画書ノ承認ニ反対シタル株主ハ会社ニ對シ自己ノ有スル株式ヲ承認ノ決議ナカリセバ其ノ有ス

ベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

第二百四十五條ノ三及第二百四十五條ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四條ノ四 会社ハ第三百七十四條第一項ノ承認ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ對シ分割ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス

但シ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ニ對シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ總數ノ割當ヲ為ス場合ニ於テ分割後モ分割ヲ為ス会社ニ對シ其ノ債権ノ弁済ノ請求ヲ為スコトヲ得ル債権者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第百條第一項後段第二項第三項及第三百七十六條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四條ノ五 分割ニ因リテ設立スル会社ノ資本ハ分割ヲ為ス会社ヨリ承継スル財産ノ価額ヨリ承継スル債務ノ額及分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ニ際シテ額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額ニ其ノ株式ノ總數ヲ乗ジタル額、無額面株式ヲ発行スルトキハ五万円ニ其ノ株式ノ總數ヲ乗ジタル額ハ之ヲ資本ニ組入ルルコトヲ要ス

第三百七十四條ノ六 分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ニ對シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ總數ノ割當ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ガ分割ニ因リテ設立スル会社ニ承継セシムル財産ニ付分割ヲ為ス会社ノ會計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額ガ其ノ会社ノ最終ノ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル額ノ合計額ノ二十分の一ヲ超エザルトキハ第三百七十四條第一項ノ承認ハ之ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ分割計画書ニ第三百七十四條第一項ノ承認ヲ得ズシテ分割ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ第三百七十四条ノ二第一項中「前条第一項ノ株主總會ノ会日」ニ二週間前トアリ及同項第四号中「前条第一項ノ株主總會ノ会日」トアルハ「第三百七十四条ノ四第一項ノ規定ニ依ル公告又ハ催告ノ日」中先ノ日ト、第三百七十四条ノ四第一項中「第三百七十四条第一項ノ承認ノ決議ノ日」トアルハ「分割計画書ヲ作りタル日」トシ、第三百七十四条ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三百七十四条ノ七 分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テ分割ニ際シテ株券及端株券ヲ提出スルコトヲ要セザルトキハ分割ヲ為ス会社ハ分割ヲ為ス旨及一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載アル株主ガ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル株式ヲ受クル権利ヲ有スベキ旨ヲ其ノ日ノ二週間前、若シ其ノ日ガ第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ会社ガ分割ヲ為シタルトキハ分割ニ因リテ設立シタル会社ハ遅滞ナク同項ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載アル株主及株主名簿ニ記載アル債権者ニ対シテ其ノ株主ノ受クル株式ノ額面無額面ノ別、種類及数ヲ通知スルコトヲ要ス

第三百七十四条ノ八 会社ノ分割アリタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ分割ヲ為シタル会社ニ付テハ変更ノ登記、分割ニ因リテ設立シタル会社ニ付テハ第八十八条ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割ニ因リテ転換社債、新株引受権付社債又ハ第二百八十条ノ十九第一項ノ新株ノ引受権ニ係ル義務ヲ承継シタルトキハ前項ノ登記ト同時ニ転換社債ノ登記、新株引受権付社債ノ登記又ハ同条第一項ノ新株ノ引受権ノ行使ニ因リ発行スベキ株式ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百七十四条ノ九 会社ノ分割ハ之ニ因リテ設立シタル会社ガ其ノ本店ノ所在地ニ於テ前条第一項ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第三百七十四条ノ十 分割ニ因リテ設立シタル会社ハ分割計画書ノ記載ニ從ヒ分割ヲ為シタル会社ノ権利義務ヲ承継ス

第三百七十四条ノ十一 規定スル各別ノ催告ヲ受ケザリシ債権者ニ對シテ分割ヲ為シタル会社ノ債務ニ付テハ分割計画書ノ記載ニ拘ラズ之ヲ負担スルモノトセラレザリシ会社モ亦其ノ弁済ノ責任ニ任ズ但シ分割ノ日ニ於テ有シタル財産ノ価額ヲ限度トス

第三百七十四条ノ十二 取締役ハ第三百七十四条ノ四ニ規定スル手續ノ經過、分割ノ日、分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ヨリ承継シタル権利義務並ニ財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ分割ニ關スル事項ヲ記載シタル書面ヲ分割ノ日ヨリ六月間本店ニ備置クコトヲ要ス

株主、会社ノ債権者其ノ他ノ利害關係人ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第三百七十四条ノ十三 会社ノ新設分割ノ無効ハ分割ノ日ヨリ六月内ニ訴テ以テ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ各会社ノ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ分割ヲ承認セザル債権者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ訴ハ分割ヲ為シタル会社又ハ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

前項ノ規定ニ依リ二以上ノ裁判所ガ管轄權ヲ有スルトキハ先ニ訴ノ提起アリタル裁判所ノ管轄ニ專屬ス

裁判所ハ著キ損害又ハ遲滞ヲ避クル為必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ全部ヲ第三項ニ規定スル裁判所ニ移送スルコトヲ得

第三百七十四条ノ十四 分割ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ分割ヲ為シタル会社ニ付テハ変更ノ登記、分割ニ因リテ設立シタル会社ニ付テハ解散ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百七十四条ノ十五 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目付トスル債権ニ之ヲ準用ス

第二百十四条第二項及第二百十五条乃至第二百十七条ノ規定ハ会社ノ分割ノ場合ノ株式ノ併合ニ之ヲ準用ス

第二百十七条第一項及第二項ノ規定ハ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割當ニ因リ一株ニ滿タザル端數ヲ生ズル場合ニ之ヲ準用ス

第二款 吸収分割

第三百七十四条ノ十六 会社ハ其ノ一方ノ營業ノ全部又ハ一部ヲ他方ニ承継セシムル為吸収分割ヲ為スコトヲ得

第三百七十四条ノ十七 会社ガ吸収分割ヲ為スニハ其ノ双方ニ於テ分割契約書ヲ作り株主總會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

分割契約書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 分割ニ因リテ營業ヲ承継スル会社ガ分割ニ因リテ定款ノ変更ヲ為ストキハ其ノ規定ニ承継スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル新株ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數並ニ分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ對スル新株ノ割當ニ關スル事項

三 承継スル会社ノ増加スベキ資本ノ額及準備金ニ關スル事項

四 分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ支払フ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定ニ承継スル会社ガ分割ヲ為ス会社ヨリ承継スル〇債權債務ニ關スル事項

六 承継スル会社ガ分割ヲ為ス会社ノ株主ニ對シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ割當ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ノ資本又ハ準備金ノ減少ヲ為ストキハ減少スベキ資本ノ額又ハ準備金ニ關スル事項

七 承継スル会社ガ分割ヲ為ス会社ノ株主ニ對シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ割當ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ガ分割ニ際シテ株式ノ消却又ハ併合ヲ為ストキハ其ノ方法

八 各会社ニ於テ前項ノ決議ヲ為スベキ株主總會ノ期日

九 分割ヲ為スベキ時期

十 各会社ガ分割ノ日迄ニ利益ノ配當又ハ第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ストキハ其ノ限度額

十一 承継スル会社ニ付分割ニ際シテ就職スベキ取締役又ハ監査役ヲ定メタルトキハ其

第三百七十四条ノ十八 会社ハ其ノ一方ノ營業ノ全部又ハ一部ヲ他方ニ承継セシムル為吸収分割ヲ為スコトヲ得

第三百七十四条ノ十九 会社ガ吸収分割ヲ為スニハ其ノ双方ニ於テ分割契約書ヲ作り株主總會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

分割契約書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

ノ規定

分割契約書ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニテ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

承継スル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定アル場合又ハ承継スル会社ガ分割ニ因リ定款ヲ變更シテ其ノ定アル場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ分割ヲ為ス会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ承継スル会社ガ分割ヲ為ス会社ニ對シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ總數ノ割當ヲ為スコトハ此ノ限ニ在ラズ

承継スル会社ガ分割ニ因リ定款ヲ變更シテ前項ノ定アル場合ニ於テハ其ノ会社ニ付亦同項本文ニ同ジ

承継スル会社ノ定款ニ第五項ノ定アル場合ニ於ケル同項本文ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ付テハ其ノ会社ノ定款ニ其ノ定アル旨ヲ第三項ノ通知ニ記載スルコトヲ要ス

第三百七十四条ノ十八 取締役ハ前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ二週間前ヨリ分割ノ日後六ヶ月ヲ経過スル日迄左ノ書類ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

一 分割契約書

二 分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ對スル新株ノ割當ニ關スル事項ニ付其ノ理由ヲ記載シタル書面

三 各会社ノ負担スベキ債務ノ履行ノ見込アルコト及其ノ理由ヲ記載シタル書面

四 前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ前六个月内ノ日ニ於テ作リタル各会社ノ貸借対照表

五 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ニ非ザルトキハ最終ノ貸借対照表

六 各会社ノ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

七 前号ノ損益計算書ノ外第四号ノ貸借対照

表ト共ニ損益計算書ヲ作リタルトキハ其ノ損益計算書

第三百七十四条ノ二第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル書類ニテ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ十九 分割ニ因リテ營業ヲ承継スル会社ハ分割ニ際シテ為ス新株ノ発行ニ代ヘテ其ノ有スル自己ノ株式ニシテ第二百一条ノ規定ニ依リ相當ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモノヲ分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ移轉スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ移轉スベキ株式ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數ヲ分割契約書ニ記載スルコトヲ要ス

第三百七十四条ノ二十 各会社ハ第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ對シ分割ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ分割ニ因リテ營業ヲ承継スル会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外公告ヲ為ス方法トシテ定款ニ定メタル時ニ關スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ為スコトハ其ノ会社ニ於テハ其ノ催告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

第三百七十四条ノ二十一 分割ニ因リテ營業ヲ承継スル会社ノ資本ハ分割ヲ為ス会社ヨリ承継スル財産ノ価額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ増加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ分割ニ際シテ額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額ニ其ノ株式ノ總數ヲ乗ジタル額ハ之ヲ資本ニ組入ルルコトヲ要ス

一 分割ヲ為ス会社ヨリ承継スル債務ノ額

二 分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ支払フ為スベキ金額

三 第三百七十四条ノ十九ノ規定ニ依リ分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ移轉スル株式ニ付會計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額

第三百七十四条ノ二十二 分割ニ因リテ營業ヲ

承継スル会社ガ分割ヲ為ス会社ニ對シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ總數ノ割當ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ガ承継スル会社ニ承継セシムル財産ニ付分割ヲ為ス会社ノ會計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額ガ其ノ会社ノ最終ノ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル額ノ合計額ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ其ノ会社ニ於テハ第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ハ之ヲ得ルコトヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テハ分割契約書ニ分割ヲ為ス会社ニ於テハ第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ヲ得ズシテ分割ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於ケル分割ヲ為ス会社ニ付テハ第三百七十四条ノ十八第一項中「前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ二週間前」トアリ及同項第四号中「前条第一項ノ株主總會ノ会日」トアルハ「第三百七十四条ノ二十第一項ノ規定ニ依ル公告又ハ催告ノ日中先ノ日」ト、第三百七十四条ノ二十第一項中「第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ノ決議ノ日」トアルハ「分割契約書ヲ作リタル日」トシ、第三百七十四条ノ三十一第五項ニ於テ準用スル第三百七十四条ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三百七十四条ノ二十三 分割ニ因リテ營業ヲ承継スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル新株ノ總數ガ其ノ会社ノ発行済株式ノ總數ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ其ノ会社ニ於テハ第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ハ之ヲ得ルコトヲ要セズ但シ分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ支払フ為スベキ金額ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ金額ガ最終ノ貸借対照表ニ依リ承継スル会社ニ現存スル純資産額ノ五十分ノ一ヲ超ユルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百七十四条ノ十九ノ規定ニ依リ分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ移轉スル株式ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ分割ニ際シテ発行スル新株ト看做ス

第一項本文ノ場合ニ於テハ分割契約書ニ承継

スル会社ニ付テハ第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ヲ得ズシテ分割ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要シ、同条第二項第一号及第十一号ニ掲グル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ得ズ

承継スル会社ハ分割契約書ヲ作リタル日ヨリ二週間内ニ分割ヲ為ス会社ノ商号及本店、分割ヲ為スベキ時期並ニ第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ヲ得ズシテ分割ヲ為ス旨ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ承継スル会社ニ對シ書面ヲ以テ分割ニ反對ノ意思ヲ通知シタル株主ハ会社ニ對シ自己ノ有スル株式ヲ分割契約ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ同項ノ期間ノ満了ノ日ヨリ二十日内ニ株式ノ額面無額面ノ別、種類及數ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百七十四条ノ三第二項乃至第五項及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ第五項ノ場合ニ之ヲ準用ス

承継スル会社ノ発行済株式ノ總數ノ六分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ガ第五項ノ規定ニ依リ反對ノ意思ヲ通知ヲ為シタルトキハ此ノ条ニ定メタル手続ニ依リ分割ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第一項本文ノ場合ニ於ケル承継スル会社ニ付テハ第三百七十四条ノ十八第一項及第三百七十四条ノ二十第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ第三百七十四条ノ十八第一項中「前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ二週間前」トアリ及同項第四号中「前条第一項ノ株主總會ノ会日」トアルハ「第三百七十四条ノ二十第一項又ハ第三百七十四条ノ二十三第四項ノ規定ニ依ル公告、催告又ハ通知ノ日中最初ノ日」ト、第三百七十四条ノ二十第一項中「第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ノ決議ノ日」トアルハ「分割契約書ヲ作リタル日」トス

第三百七十四条ノ二十四 会社ノ分割アリタル

トキハ分割ヲ為シタル会社及分割ニ因リテ營業ヲ承継シタル会社ハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ変更ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

決ガ確定シタルトキハ各会社ハ分割ニ因リテ營業ヲ承継シタル会社ガ分割後負担シタル債務ニ付連帯シテ弁済ノ責ニ任ズ

第三百七十四条ノ八第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十五項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ二十五 会社ノ分割ハ之ニ因リテ營業ヲ承継シタル会社ガ其ノ本店ノ所在地ニ於テ前条第一項ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ二十六 分割ニ因リテ營業ヲ承継シタル会社ハ分割契約書ノ記載ニ從ヒ分割ヲ為シタル会社ノ権利義務ヲ承継ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ二十七 分割ニ因リテ營業ヲ承継スル会社ノ取締役及監査役ニシテ分割前ニ就職シタルモノハ分割契約書ニ別段ノ定メ記載アルトキヲ除クノ外分割後最初ニ到来スル決算期ニ関スル定時總會ノ終結ノ時ニ退任ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ二十八 会社ノ吸収分割ノ無効ハ分割ノ日ヨリ六月内ニ訴テ以テ之ヲ主張スルコトヲ得

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

前項ノ訴ハ分割ヲ為シタル会社又ハ分割ニ因リテ營業ヲ承継シタル会社ノ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ二十九 分割ヲ無効トスル判決

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十 分割ヲ無効トスル判決

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第八十五条第一項第十号中「監査報告書又は」を「監査報告書」に改め、「書面」の下に「第六十三条ノ六第一項ニ於テ準用スル商法第三百七十二条ノ二第一項第二号第三号」を附す。

第三條 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正）

条ノ十九第三項」に「及び前条を並に於
 条」に、「第二百十條ノ第二項中「第二百八十
 條ノ十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ

第五條 この法律による改正後の商法及び有限会社法の規定に基づき会社の分割に伴う労働契約の承継に関しては、分割をす

までに、労働者と協働をするものとする。

2
この法律による改正後の商法及び有限会社法の規定に基づく会社の分割に伴う労働契約の承継に関連して必要となる労働者の保護に関しては、別に法律で定める。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法明治二十九年法律第八十九号の一部を次のように改正する。

第三百九十八条ノ十の次に次の一条を加える。

第三百九十八条ノ十ノ二 元本ノ確定前ニ根拠当権者ヲ分割ヲ為ス会社トスル分割アリタルトキハ根拠当権ハ分割ノ時ニ存スル債権ノ外分割ヲ為シタル会社及ビ分割ニ因リテ設立シタル会社又ハ営業ヲ承継シタル会社ガ分割後ニ取得スル債権ヲ担保ス
元本ノ確定前ニ債務者ヲ分割ヲ為ス会社トスル分割アリタルトキハ根拠当権ハ分割ノ時ニ存スル債務ノ外分割ヲ為シタル会社及ビ分割ニ因リテ設立シタル会社又ハ営業ヲ承継シタル会社ガ分割後ニ負担スル債務ヲ担保ス
前条第三項乃至第五項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(非訟事件手続法の一部改正)

第二条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二百六条第一項中「第四十四条ノ三第一項」を「第四十四条ノ三」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

商法第三百七十四条ノ十三第五項及び其準用規定ニ定メタル事件ハ会社ノ分割ノ無効ノ訴ニ関スル第一審ノ受訴裁判所ノ管轄トス
第三百三十二条ノ三中「第三百七十一条第一項」の下に「第三百七十四条ノ十五第二項第三項、

第三百七十四条ノ三十一第二項第三項」を加える。

第三百三十二条ノ六第一項中「第三百四十九条第二項」を「第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項」に改め、「第三百五十八条第七項の下に「第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ二十三第七項」を加える。
第三百三十五条ノ七中「又ハ合併」を「合併又ハ分割」に改める。

第三百三十五条ノ八中「含ム」の下に「及び第三百七十四条ノ十三第五項(同法第三百七十四条ノ二十九第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。
第三百三十五条ノ二十一(中「同法」の下に「第三百七十四条ノ四第二項、第三百七十四条ノ二十二第二項及び」を加える。
(公有水面埋立法の一部改正)

第三条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。
第十九条ノ二 埋立ノ免許ヲ受ケタル会社ニ付分割(当該免許ニ係ル事業ヲ承継セシムルモノニ限リ)アリタルトキハ埋立ヲ為ス権利其ノ他ノ埋立ニ関スル法令又ハ之ニ基キテ為ス処分若ハ其ノ条件ニ依リシタル権利義務ハ分割ニ因リテ当該事業ヲ承継シタル会社之ヲ承継ス但シ第六条第一項、第十条又ハ第十五条ノ規定ニ依リテ義務ハ分割ヲ為シタル会社及分割ニ因リテ埋立ヲ為ス権利ヲ承継シタル会社連帯シテ之ヲ負フ
第二十条中「前三条」を「第十七条乃至前条」に改める。

第二十一条中「第十九条」を「第十九条ノ二」に改める。
(軌道法の一部改正)

第四条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「合併」の下に「又ハ分割」を加える。

第二十六条中「第二十六条第四項」を「第二十六条第二項但書及第四項」に改める。
第二十七条ノ二第五号中「合併」の下に「又ハ分割」を加える。
(信託業法の一部改正)

第五条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第十四条中「ノ合併」を「ヲ当事者トスル合併又ハ分割」に改める。
第十六条の次に次の一条を加える。
第十六条ノ二 分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル信託会社ハ分割ニ因リテ営業ヲ承継セシメタル信託会社ノ当該営業ニ係ル信託ニ関スル権利義務ヲモ承継ス
信託会社ノ分割ニ付異議ヲ述べタル受益者アルトキハ其ノ信託ニ付テハ信託法第四十二条及第四十九条第一項第三項ノ規定ヲ準用ス
(無尽業法の一部改正)

第六条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第二十一条中「ノ合併」を「ヲ当事者トスル合併、分割」に改める。
第二十一条ノ三を次のように改める。

第二十一条ノ三 無尽会社ガ会社ノ分割ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法第三百七十四条ノ四第一項又ハ第三百七十四条ノ二十第一項ノ規定ニ依リテ為スべき催告ハ掛金者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ
商法第三百七十四条ノ十第二項又ハ第三百七十四条ノ二十六第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ催告ヲ為スコトヲ要セザル掛金者ニハ之ヲ適用セズ

第二十一条ノ五第一項中「無尽会社ガ」の下に「分割ニ因リ其ノ営業ノ全部若ハ一部ヲ承継セシメ又ハ」を加え、「又ハ一部」を「若ハ一部」に改め、同条第二項中「トキハ」の下に「分割ニ因リ営業ノ全部若ハ一部ヲ承継セシメ又ハ」を加

え、「又ハ一部」を「若ハ一部」に、「確定日附」を「確定日付」に、「ノ日附」を「ノ日付」に改める。
第二十八条第一項中「合併」の下に「又ハ分割」を加える。

(陸上交通事業調整法の一部改正)
第七条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号及び第六条中「合併」の下に「分割」を加える。
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第八条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
第六条の次に次の一条を加える。

第六条ノ二 信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ガ会社ノ分割ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法第三百七十四条ノ四第一項及第三百七十四条ノ二十第一項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定ニ依リテ為スべき催告ハ金銭信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ
商法第三百七十四条ノ十第二項又ハ第三百七十四条ノ二十六第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ催告ヲ為スコトヲ要セザル金銭信託ノ受益者ニハ之ヲ適用セズ

第七条の次に次の一条を加える。
第七条ノ二 信託業務ヲ営ム金融機関ヲ当事者トスル分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ハ分割ニ因リテ営業ヲ承継セシメタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ当該営業ニ係ル信託ニ関スル権利義務ヲ承継ス
信託業法第十六条ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲受け」を「第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割及び営業の譲受け」に改める。

第四章の章名中「合併」の下に「分割」を加える。

第九條の二第一項中「合併」の下に「吸収分割」による営業の承継を加える。

第十五條の次に次の一条を加える。

第十五條の二 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同新設分割（会社が他の会社と共同して新設分割をいう。以下同じ。）をし、又は吸収分割をしてはならない。

一 当該共同新設分割又は当該吸収分割によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

二 当該共同新設分割又は当該吸収分割が不正な取引方法によるものである場合

国内の会社は、共同新設分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同新設分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

一 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（当該共同新設分割で設立する会社にその営業の全部を承継させようとするもの（以下この項において「全部承継会社」という。）に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいづれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

二 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

超え、かつ、他のいづれか一の会社（当該共同新設分割で設立する会社にその営業の重要部分を承継させようとするもの（以下この項において「重要部分承継会社」という。）に係る。）の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

三 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいづれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。

四 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいづれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

国内の会社は、吸収分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該吸収分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

一 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいづれか一の会社（当該吸収分割でその営業の全部を承継させようとするもの（次号において「全部承継

会社」という。）に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

二 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいづれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。

三 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいづれか一の会社（当該吸収分割でその営業の重要部分を承継させようとするもの（次号において「重要部分承継会社」という。）に係る。）の当該分割の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

四 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいづれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該分割の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。

当する場合には、適用しない。

一 共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有している場合

二 共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する会社が同一の会社である場合

前三項の規定は、外国会社が共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする場合に準用する。この場合において、第二項及び第三項中「総資産合計額」及び「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

前条第四項及び第五項の規定は、第二項及び第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする審判開始決定又は勧告に準用する。この場合において、同条第四項中「合併」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第五項中「合併」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、合併会社のうち少なくとも一の会社」とあるのは「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と読み替えるものとする。

第十六条第五項中「前条第四項」を「第十五条第四項」に改める。

第十七條の二第一項中「第十五条第一項」の下に「第十五條の二第一項」を加える。

第十八條に次の一項を加える。

前項の規定は、第十五條の二第二項及び第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに同条第六項において準用する第十五條第四項の規定に違反して

会社が共同新設分割又は吸収分割をした場合に準用する。この場合において、前項中「合併の無効の訴え」とあるのは、「共同新設分割又は吸収分割の無効の訴え」と読み替えるものとする。

第四十八条第一項、第五十四条第一項及び第六十七条第一項中「第十五条第一項」の下に、「第十五条の二第一項」を加える。

第九十一条の二中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 第十五条の二第二項及び第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

九 第十五条の二第六項において準用する第十五条第四項の規定に違反して共同新設分割による設立の登記又は吸収分割による変更の登記をした者

第九十五条第一項第二号中、「第六号及び第七号」を削る。

（農業協同組合法の一部改正）

第十条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項ただし書中「合併をし」の下に、「共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。）若しくは吸収分割をし」を加える。

（食品衛生法の一部改正）

第十一条 食品衛生法（昭和二十二年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項中「又は合併が」を、「合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）が、」又は合併後を、「合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該営業を承継した法人」を加える。

（理容師法の一部改正）

第十二条 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項中「又は合併が」を、「合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）が、」又は合併後を、「合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該営業を承継した法人」を加える。

（証券取引法の一部改正）

第十三条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項第三号中「したとき」の下に「分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき」を加える。

第五十五条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 分割により営業の全部又は一部を承継させたとき。その会社

第五十五条第二項中「営業の」を「分割により営業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては営業の」に改め、同条第三項中「廃止」を「廃止をし」、「に限り」を「に限りをし」、「解散」を「解散をし、分割による営業の全部若しくは一部の承継をさせ」に改め、同条第五項中「合併」の下に「分割による営業の全部又は一部の承継」を加える。

第一百一条の八第二項中「第二百八十八条ノ二第三項」を「第二百八十八条ノ二第六項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第一百三十四条第一項第四号中「又は合併を」合併に改め、「限る。」の下に「又は新設分割（当該新設分割により設立された者が当該証券取引所であるものに限る。）」を加える。

第一百四十五条中「及び第三項」を「及び第六項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第一百五十六条の十五第二号中「の合併」を「当事者とする合併、分割に改める。

第六百六十六条第二項第一号ヲ中「ルまで」を「ヲまで」に改め、同号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 会社の分割

第六百六十六条第二項第五号ト中「へまで」を「トまで」に改め、同号中トをチとし、「へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 会社の分割

第六百六十六条第六項第三号及び第六百六十七条第五項第三号中「第二百四十五条ノ二」の下に、「第二百四十五条ノ五第三項」を、「第三百五十八条第五項の下に、第三百七十四条ノ三第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第五項において準用する場合を含む。）第三百七十四条ノ二十三第五項を加える。

（農業取締法の一部改正）

第十四条 農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「相続又は合併」を「相続合併又は分割（その登録に係る農業の製造業又は輸入業の全部又は一部を承継させるものに限る。）に、「又は合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割によりその登録に係る農業の製造業若しくは輸入業を承継した法人」を加え、同条第三項中「合併及び」を「合併及び分割並びに」に、「合併又は」を「合併若しくは分割又は」に改め、「一部につき」の下に「分割により事業を承継し、又は」を加える。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第十五条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「若しくはは第七条の二第一項」を、「第七条の二第二項若しくはは第七条の三第一項」に改める。

第四条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第六号に規定する期間内に分割により同号の職間に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人

の同号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該分割の日から起算して五年を経過しないもの

第四条第一項第九号中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第三項中「若しくはは第七条の二第一項」を、「第七条の二第二項若しくはは第七条の三第一項」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（法人の分割）

第七条の三 風俗営業者たる法人が分割により風俗営業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会の承認を受けたときは、分割により当該風俗営業を承継した法人は、当該風俗営業についての風俗営業者の地位を承継する。

2 第四条第一項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の許可を受けようとする者」とあるのは、「第七条の三第一項の承認を受けようとする法人」と読み替えるものとする。

3 第七条第五項の規定は、第一項の承認を受けようとした法人について準用する。この場合において、同条第五項中「被相続人」とあるのは、「分割をした法人」と読み替えるものとする。

第八条中「第七条第一項」の下に、「第七条の二第一項」を加える。

第十条第一項第一号中「廃止したとき」の下に「（当該風俗営業につき第七条の三第一項の承認を受けたときを除く。）」を加える。

第十条の二第一項第一号中「又は第七条の二第一項」を、「第七条の二第二項又は第七条の三第一項」に改める。

第二十四条第二項第二号中「第七号」を「第七号の二」に改める。

第四十一条の三第一項第一号及び第四十九条第一項第二号中「若しくはは第七条の二第二項」を「第七条の二第二項若しくはは第七条の三第一項」に改める。

項に改め、同条第六項第二号中「第七条の二第三項」の下に「及び第七条の三第三項」を加える。
(興行場法の一部改正)

第十六条 興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「又は合併が」を「合併又は分割(当該興行場営業を承継させるものに限る。)」に、「又は合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該興行場営業を承継した法人」を加える。
(旅館業法の一部改正)

第十七条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「において、当該合併を」又は分割の場合(当該旅館業を承継させる場合に限る。))において当該合併又は分割に、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該旅館業を承継した法人」を加え、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により当該旅館業を承継する法人」を加える。
(公衆浴場法の一部改正)

第十八条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「又は合併が」を「合併又は分割(当該公衆浴場営業を承継させるものに限る。)」に、「又は合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該公衆浴場営業を承継した法人」を加える。
(自転車競技法の一部改正)

第十九条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三条第八項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割(当該自転車競技場を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該自転車競技場を承継した法人」を加える。
(水産業協同組合法の一部改正)

第二十条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律

第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第十一条の七第一項ただし書中「合併をし」の下に「共同新設分割(法人が他の法人と共同して新設分割をいう。若しくは吸収分割をし)を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二十一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の七の四第二項中「又は合併を」合併又は分割に改める。

第十条第三項第二号中「の合併」の下に「又は共同新設分割(法人が他の法人と共同して新設分割をいう。以下同じ。)」を、「解散する法人たる組合員」の下に「又は当該共同新設分割をする法人たる組合員」を、「当該合併」の下に「又は共同新設分割を加え、同項第三号中「存続する法人たる組合員」の下に「又は吸収分割により他の法人たる組合員の事業を承継する法人たる組合員」を、「解散する法人たる組合員」の下に「又は当該吸収分割をする法人たる組合員」を、「当該合併」の下に「又は吸収分割を加える。

(協同組合法による金融事業に関する法律の一部改正)

第二十二條 協同組合法による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五條の五第五項第一号中「結果」の下に「(會計に関する部分に限る。)」を加える。

第六條の二第四項中「第三百七十二条の下に「第三百七十四条ノ十二(第三百七十四条ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

(工業標準化法の一部改正)

第二十三條 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條の二第二項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割(当該認定に係る品目の鉱工

業品の製造の事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。
第五十九條第一項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割(当該認定に係る事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。
(海上運送法の一部改正)

第二十四條 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、同項ただし書中「場合」の下に「又は分割により一般旅客定期航路事業を承継させない場合」を加え、同条第三項中「他の法人と合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により一般旅客定期航路事業を承継した法人」を加える。
第十九條の三第四項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割(当該事業を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により当該事業を承継した法人」を加える。
(漁業法の一部改正)

第二十五條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項中「合併」の下に「若しくは分割」を加える。
第二十八條の見出し及び同条第一項中「合併」の下に「若しくは分割」を加える。
第五十九條の二第二項中「合併」を「法人の合併若しくは分割」に、「二」を「いずれかに」に改める。
第六十一條中「この条の下に「及び次条」を加える。
第六十二條の見出し中「合併」を「法人の合併

若しくは分割」に改め、同条第一項中「又は解散した」を「解散し、又は分割(当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶を承継させるものに限る。)」をしたに、「又は合併」を「合併」に改め、「成立した法人」の下に「又は分割によつて当該船舶を承継した法人」を加える。
(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第二十六條 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項中「又は合併が」を「合併又は分割(その営業の全部を承継させるものに限る。)」に、「又は合併後」を「合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割によりその営業の全部を承継した法人」を加える。
第十五條第一項中「若しくは賃貸した」を「賃貸し、若しくは分割により承継させた」に改める。
(肥料取締法の一部改正)

第二十七條 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「合併」の下に「若しくは分割」を、「書替交付」の下に「(分割により一の普通肥料の生産又は輸入の事業の一部を承継した者にあつては、登録証又は仮登録証の交付)」を加える。
(電波法の一部改正)

第二十八條 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「合併した」を「合併又は分割(無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。)」をしたに、「又は合併」を「若しくは合併に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

第二十四條の五第一項中「相統若しくは合併」を「相統、合併若しくは分割(認定に係る事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「その事業」を「認定に係る事業」に、「若しくは合併後」

を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により認定に係る事業の全部を承継した法人を加える。」

第百零三条第三項中「相続若しくは合併を「相続、合併若しくは分割（当該設備を承継させるものに限る。）に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により当該設備を承継した法人」を加える。」（放送法の一部改正）

第二十九條 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第五十二條の十八第二項中「合併した」を「合併又は分割（委託放送業務を行う事業を承継させるものに限る。）をした」に、「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該事業を承継した法人」を加える。

（火薬類取締法の一部改正）

第三十條 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一條中「基く」を「基づく」に、「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「場合の外を」を「場合のほか」に改め、同条第一号中「第四條但書」を「第四條ただし書」に改め、同条第七号中「合併」の下に「又は分割」を加える。

第二十二條中「合併」の下に「若しくは分割」を加える。

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正）

第三十一條 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五條の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 認定製造業者が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業の全部を承継させる分割をしたとき、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る農林物資の格付の事業の全部

を承継させる分割をしたときは、その事業の全部を承継した法人は、その認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継する。

第十九條の五の二、第十九條の六第一項第四号及び第二十七條中「第十五條の二第三項」を「第十五條の二第四項」に改める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第三十二條 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「又は合併に因り解散した」を「合併により解散し、又は分割により営業の全部若しくは一部を承継させた」に、「又は合併後存続する法人」を「合併後存続する法人又は吸収分割により持分の全部若しくは一部を承継することとされた法人」に改め、「被承継人の持分の」に「（吸収分割により持分の一部を承継することとされた場合にあつては、当該一部持分に限る。）」を加え、同条第二項中「又は合併後」を「合併後」に、「合併に因り設立された法人」を「合併により設立された法人又は分割により持分の全部若しくは一部を承継することとされた法人」に改め、「被承継人の持分の」に「（分割により持分の一部を承継することとされた場合にあつては、当該一部持分に限る。）」を加え、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「又は合併後」を「若しくは合併により設立された法人又は分割により保険の目的たる船舶を承継した法人」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四項及び第五項中「又は解散」を「解散又は分割」に改める。

（漁船法の一部改正）

第三十三條 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「解でつ」を「解でつ」に改め、同項第六号中「又は解散した」を「解散し、又は分割当該漁船を承継させるものに限る。」をした」に改

め、同条第二項中「又は合併」を「合併」に改め、「存続する法人」の下に「又は分割により登録を受けた漁船を承継した法人」を加え、「又は解散」を「解散又は分割」に改め、「解散した法人」の下に「又は分割をした法人」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第三十四條 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第六十八條の十五中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割（当該認定に係る型式部材等の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

（クリーニング業法の一部改正）

第三十五條 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五條の三第一項中「又は合併が」を「合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該営業を承継した法人」を加える。

（小型自動車競走法の一部改正）

第三十六條 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第八項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割（当該小型自動車競走場を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該小型自動車競走場を承継した法人」を加える。

（採石法の一部改正）

第三十七條 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二條の六第一項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割（その事業の全部を承継さ

せるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正）

第三十八條 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六條の二第一項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割（同条の規定による届出に係る業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「その事業」を「当該事業」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

（港湾運送事業法の一部改正）

第三十九條 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十八條第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「場合」の下に「又は分割により港湾運送事業を承継させない場合」を加え、同条第三項中「合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により港湾運送事業を承継した法人」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

（道路運送法の一部改正）

第四十條 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六條第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、同項ただし書中「において」を「において」に改め、「存続するとき」の下に「又は一般乗合旅客自動車運送事業者等たる法人が分割をする場合において一般乗合旅客自動車運送事業等を承継させないとき」を加え、同条第四項中「法人の合併」の下に「又は分割」を加え、

「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により一般乗合旅客自動車運送事業等を承継した法人」を加える。

第四十三条第九項中「について合併」の下に、「分割（当該事業を承継させるものに限る。）を、設立された法人の下に、分割により当該事業を承継した法人」を加える。

第四十四条第四項中「又は事業の全部を譲渡した」を「事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させた」に改める。

第八十八条の二第六号中「合併」の下に「又は分割」を加える。

（道路運送車両法の一部改正）

第四十一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の見出し中「及び合併」を、「合併及び分割」に改め、同条第一項中「又は合併が」を「合併又は分割（自動車分解整備事業を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「合併後」に改め、「設立された法人の下に」又は「分割により自動車分解整備事業を承継した法人」を加える。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第四十二条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 分割により営業の全部又は一部を承継させたとき。その法人

第三十八条第二項中「廃止しようとするとき」の下に「分割により営業の全部若しくは一部を承継させようとするとき」を加え、同条第四項中「営業」を「分割により営業の全部を承継させたとき、同項第六号に掲げる場合にあつては営業」に改める。

第三十条第二項第九号及び第五十六條第二項第五号中「結果」の下に「（会計に関する部分

に限る。）」を加える。

第二百三十六條第一項及び第三項中「投資法人の計算を」投資法人又はその子法人の計算」に改める。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第四十三条 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又は合併が」を、「合併又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割によりその事業所を承継した法人」を加える。

第十条の二第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人の下に」若しくは「分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

第二十条の四の二第一項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

（信用金庫法の一部改正）

第四十四条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七條の二第五項第一号中「結果」の下に「（会計に関する部分に限る。）」を加える。

第六十二條中「第三百七十二條の下に」第三百七十四條ノ十二（第三百七十四條ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）を加える。

（モーターボート競走法の一部改正）

第四十五条 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割（競走場を承継させるものに限る。）」に改める。

る。が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により競走場を承継した法人」を加える。

（森林法の一部改正）

第四十六条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七條の見出し中「又は解散」を「解散又は分割」に改め、同条第一項中「又は合併により解散した」を「合併により解散し、又は分割をした」に改める。

（内航海運業法の一部改正）

第四十七条 内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十四條の見出し中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、同項ただし書中「において」を「において」に改め、「存続するとき」の下に「又は内航海運業者である法人が分割をする場合において第三條第一項に規定する内航海運業者を承継させないとき」を加え、同条第四項中「他の法人と合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により同条第一項に規定する内航海運業者を承継した法人」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第四十八条 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五十二條第一項及び第二百一十一條第二項中「合併」の下に「分割」を加える。

第二百二十三條の三第九号中「第二百二十五條第八号」の下に「及び第二百二十五條の二第二号」を加える。

第二百二十五條の次に次の二條を加える。

（新設分割）

第二百二十五條の二 会社が新設分割をして新会社を設立するときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新会社の定款の規定
二 会社又は更生債権者、更生担保権者若しくは株主に対して発行すべき株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項
三 新会社の資本の額及び準備金に関する事項
四 会社又は株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定
五 新会社が会社から承継する権利義務に関する事項
六 新会社が株主に対し分割に際して発行する株式の割当てをする場合において、会社の資本又は準備金の減少をするときは、減少すべき資本の額又は準備金に関する事項
七 新会社が株主に対し分割に際して発行する株式の割当てをする場合において、会社が分割に際して株式の消却又は併合をするときは、その方法
八 分割をすべき時期
九 新会社の取締役及び監査役の氏名
十 共同新設分割（会社が他の会社と共同してする新設分割をいう。以下同じ。）をするときは、その旨
十一 共同新設分割をする場合において、他の会社が分割の日までに利益の配当又は商法第二百九十三條ノ五第一項（中間配当）の金銭の分配をするときは、その限度額
十二 新会社が大会社であるときは、新会社の会計監査人の氏名又は名称
（吸収分割）
第二百二十五條の三 会社がその営業の全部又は一部を他の会社に承継させる吸収分割をするときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の会社の商号（共同吸収分割（会社と他の会社が分割をする会社として共同してする吸収分割をいう。以下この項において同じ。）をするときは、分割をする会社である他の会社の商号を含む。）
二 他の会社が分割により定款の変更をする

ときは、その規定

三 会社又はその更生債権者、更生担保権者若しくは株主（共同吸収分割をする場合にあっては、分割をする会社である他の会社又はその株主を含む。）に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

四 分割に際してする新株の発行に代えて、他の会社が有する当該他の会社の株式で商法第二百一十一条（自己株式の処分）の規定により相当の時期に処分することを要するものを会社又はその更生債権者、更生担保権者若しくは株主（共同吸収分割をする場合にあっては、分割をする会社である他の会社又はその株主を含む。）に移転するときは、移転すべき株式の額面無額面の別、種類及び数

五 他の会社の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

六 会社又はその株主（共同吸収分割をする場合にあっては、分割をする会社である他の会社又はその株主を含む。）に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

七 他の会社が会社（共同吸収分割をする場合にあっては、分割をする会社である他の会社を含む。）から承継する権利義務に関する事項

八 他の会社が会社（共同吸収分割をする場合にあっては、会社又は分割をする会社である他の会社。以下この号及び次号において同じ。）の株主に対し分割に際して発行する新株の割当てをする場合において、会社の資本又は準備金の減少をするときは、減少すべき資本の額又は準備金に関する事項

九 他の会社が会社の株主に対し分割に際して発行する新株の割当てをする場合において、会社が分割に際して株式の消却又は併合をするときは、その方法

十 他の会社（共同吸収分割をする場合にあっては、分割をする会社である他の会社を含む。）における分割契約書承認決議のための株主総会の日時（その会社が株主総会の承認を得ないで吸収分割をするときは、その旨）

十一 分割をすべき時期

十二 他の会社（共同吸収分割をする場合にあっては、分割をする会社である他の会社を含む。）が分割の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）の金銭の分配をするときは、その限度額

十三 他の会社につき分割に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定

十四 商法第三百七十四条ノ二十七（営業を承継する会社の従前の役員の任期）の別段の定めをしたときは、その規定

2 会社が他の会社からその営業の全部又は一部を承継する吸収分割をするときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の会社の商号

二 他の会社又はその株主に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

三 分割に際してする新株の発行に代えて、会社が有する自己の株式で商法第二百一十一条の規定により相当の時期に処分すること

を要するものを他の会社又はその株主に移転するときは、移転すべき株式の額面無額面の別、種類及び数

四 会社の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

五 他の会社又はその株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

六 会社が他の会社から承継する権利義務に関する事項

七 会社が他の会社の株主に対し分割に際して発行する新株の割当てをする場合において、その会社の資本又は準備金の減少をするときは、減少すべき資本の額又は準備金に関する事項

て発行する新株の割当てをする場合において、その会社の資本又は準備金の減少をするときは、減少すべき資本の額又は準備金に関する事項

八 会社が他の会社の株主に対し分割に際して発行する新株の割当てをする場合において、その会社が分割に際して株式の消却又は併合をするときは、その方法

九 他の会社における分割契約書承認決議のための株主総会の日時（その会社が株主総会の承認を得ないで吸収分割をするときは、その旨）

十 分割をすべき時期

十一 他の会社が分割の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）の金銭の分配をするときは、その限度額

十二 第二百六条第二項中「又は合併を」、合併又は新設分割に改める。

第二百三十条中「又は合併を」、合併又は共同新設分割に改める。

第二百三十三条第一項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 共同新設分割を内容とする計画について、他の会社の株主総会（その会社が株主総会の承認を得ないで新設分割をするときは、取締役会の分割計画承認の決議があつたこと。

八 会社が他の会社の営業を承継する吸収分割を内容とする計画については、その会社の株主総会（その会社が株主総会の承認を得ないで吸収分割をするときは、取締役会の分割契約承認の決議があつたこと。

九 他の会社が会社の営業を承継する吸収分割を内容とする計画については、他の会社の株主総会の分割契約承認の決議があつたこと（その会社が株主総会の承認を得ないで吸収分割をするときは、商法第三百七十四条ノ二十三第八項（営業を承継する会社における簡易な吸収分割手続）に規定する

る場合に該当しないこと）。

第二百四十条第一項及び第二百四十五条第一項中「又は合併を」、合併又は共同新設分割に改める。

第二百四十七条第四項中「又は合併を」、合併又は共同新設分割に、「本項中」をこの項においてに改める。

第二百五十八条の次に次の二条を加える。

（新設分割に関する商法等の規定の特例）

第二百五十八条の二 第二百五条の二の規定により更生計画において会社が新設分割をすることを定めたときは、計画の定めによつて新設分割をすることが出来る。

2 前項の場合においては、分割により設立される新会社の株式の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受人となり、分割の効力が生じた時に株主となる。

3 第一項の場合においては、商法第三百七十四条ノ二（分割計画書の備置き等）、第三百七十四条ノ三（反対株主の株式買取請求）、第三百七十四条ノ四（債権者保護の手続）、第三百七十四条ノ十第二項（新設分割の効力）及び第三百七十四条ノ十二から第三百七十四条ノ十四まで（新設分割無効の訴えの規定は、適用せず、同法第三百七十四条ノ十五第二項及び第三項（新設分割の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百七十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 前三項の規定は、共同新設分割をする場合における他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

5 第二百二十五条の二第四号の規定により会社又は株主に社債を割り当てたときは、その会社又は株主は、分割の効力を生じた時に社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条（未払込社債のある場合の社債募集の制限）の規定は、適用しない。

6 第一項の場合においては、新設分割による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、代表取締役に関する取締役会の議事録及び商業登記法第八十九条の五第一項(会社分割の登記)に掲げる書面(会社に関する同条第二号、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。)を添付しなければならない。

7 共同新設分割をする場合において、裁判所が前項の登記を嘱託するときは、他の会社の新設分割による変更の登記をも嘱託しなければならない。

(吸収分割に関する商法等の規定の特例)
第二百五十八条の三 第二百二十五条の三の規定により更生計画において会社が他の会社と吸収分割をすることを定めたときは、計画の定めによつて吸収分割をすることができる。

2 前項の場合においては、他の会社の株式の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受人となり、分割の効力が生じた時に株主となる。

3 第一項の場合においては、商法第三百七十四条ノ十八(分割契約書等の備置き等)、第三百七十四条ノ二十(債権者保護の手続)、第三百七十四条ノ二十一(営業を承継する会社の資本増加の限度額)、第三百七十四条ノ二十六第二項(吸収分割の効力)、第三百七十四条ノ二十八から第三百七十四条ノ三十まで(吸収分割無効の訴え)及び第三百七十四条ノ三十一第五項(吸収分割の場合における反対株主の株式買取請求に関する規定の準用)において準用する同法第三百七十四条ノ三の規定は、適用せず、同法第三百七十四条ノ三十一第二項及び第三項(吸収分割の場合における株式併合に関する規定の準用)において準用する同法第二百七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 前三項の規定は、吸収分割の当事者となる他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

い。

5 第二百二十五条の三第一項第六号又は第二項第五号の規定により会社若しくは他の会社又はその株主に社債を割り当てたときは、その会社又は株主は、分割の効力を生じた時に社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条(未払込社債のある場合の社債募集の制限)の規定は、適用しない。

6 第一項の場合において、裁判所が会社の吸収分割による変更の登記を嘱託するときは、他の会社の吸収分割による変更の登記をも嘱託しなければならない。

7 第一項の場合において、会社が営業を承継するときは、会社の吸収分割による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、商業登記法第八十九条の六(会社分割の登記)に掲げる書面(会社に関する同条第三号、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。)を添付しなければならない。

8 第一項の場合において、他の会社が営業を承継するときは、その会社の吸収分割による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本、その会社の株主総会の議事録(その会社が株主総会の承認を得ないで分割をする場合には、その会社の取締役会の議事録(分割をする会社又はその株主に支払うべき金額を定めた場合にあっては、当該議事録及び最終の貸借対照表)及び商業登記法第八十九条の六(会社分割の登記)に掲げる書面(会社に関する同条第二号、第三号及び第五号に掲げる書面を除く。)を添付しなければならない。

第二百六十六條第一項中「又は合併」を、「合併又は新設分割」に改める。

第二百六十二條第一項中「第二百五十八條第二項若しくは第六項の下に」第二百五十八條の二第二項若しくは第五項、第二百五十八條の三第二項若しくは第五項を、「商法」の下に「第

二百五十二條第二項」を、「第三百六十八條第一項」の下に、「第三百七十四條ノ十五第二項、第三百七十四條ノ三十一第一項」を加える。
第二百九十四條中「又は合併」を、「合併又は共同新設分割」に改める。
(長期信用銀行法の一部改正)
第四十九條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七號)の一部を次のように改正する。
第十三條の二第六項中「第三項」を「第四項に改め、「により合併」の下に、「分割」を加える。
第十四條中「第三十條第一項(合併)」の下に、「分割」を加え、同条の次に次の一條を加える。
(会社分割異議の催告)
第十四條の二 長期信用銀行が会社の分割の決議をした場合において、商法第三百七十四條ノ四第一項又は第三百七十四條ノ二十第一項(会社分割異議の公告及び催告)の規定によつてしなければならない催告は、債券の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者に対してはすることを要しない。

第二百五十二條第二項」を、「第三百六十八條第一項」の下に、「第三百七十四條ノ十五第二項、第三百七十四條ノ三十一第一項」を加える。

第二百九十四條中「又は合併」を、「合併又は共同新設分割」に改める。
(長期信用銀行法の一部改正)
第四十九條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七號)の一部を次のように改正する。
第十三條の二第六項中「第三項」を「第四項に改め、「により合併」の下に、「分割」を加える。
第十四條中「第三十條第一項(合併)」の下に、「分割」を加え、同条の次に次の一條を加える。
(会社分割異議の催告)
第十四條の二 長期信用銀行が会社の分割の決議をした場合において、商法第三百七十四條ノ四第一項又は第三百七十四條ノ二十第一項(会社分割異議の公告及び催告)の規定によつてしなければならない催告は、債券の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者に対してはすることを要しない。

2 商法第三百七十四條ノ十第二項又は第三百七十四條ノ二十六第二項(分割の効力)の規定は、前項の規定により催告をすることを要しないものとされる債券の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者には適用しない。

第十五條の見出しを「(吸収分割又は営業の譲受け)」に改め、同条中「営業の全部又は」を「吸収分割又は営業の全部若しくは」に改める。
第十六條第二項中「合併」の下に「又は分割」を加える。

第十六條の四第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「合併」の下に、「分割」を加える。

第十七條中「第三十一條(合併)」の下に、「分割」を、「催告」の下に、「第三十三條の二(会社の分割の場合の債権者の異議の催告)」を加える。
第二十七條第七号中「第三項まで」を「第四項まで」に、「若しくは第二項」を「から第三項ま

で」に改める。
(農地法の一部改正)
第五十條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九號)の一部を次のように改正する。
第十五條の二第二項中「解散した」を「解散し、又は分割をした」に、「又は当該合併後存続する法人」を「若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割によつて農地若しくは採草放牧地について同条第一項本文に掲げる権利を承継した法人」に改める。
(航空法の一部改正)
第五十一條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一號)の一部を次のように改正する。

第五十二條 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七號)の一部を次のように改正する。
第二條の七第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。
(旅行業法の一部改正)
第五十三條 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九號)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項中「又は」を削り、「譲渡した」を「譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させた」に改める。
第十六條第一項中「消滅し」の下に、「若しくは分割によりその事業の全部を承継させ」を加え、「まつ消を抹消」に、「六箇月」を「六月」に

改め、「設立された法人」の下に、「分割によりその事業の全部を承継した法人」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第五十四条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「合併」の下に、「分割」を加える。

(武器等製造法の一部改正)

第五十五条 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)」がに、「若しくは合併後」を、「合併後に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第五十六条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第五項第一号中「結果」の下に「(会計に関する部分に限る。)」を加える。

第六十六条中「第三百七十二条」の下に、「第三百七十四条ノ十二(第三百七十四条ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

(農業機械化促進法の一部改正)

第五十七条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項中「又は合併した」を、「合併し、又は分割(当該検査合格証書に係る型式の農機具の製造、輸入又は販売の事業の全部を承継させるものに限る。))をした」に、「又は当該合併によつて」を、「当該合併によつて」に改め、「存続する法人」の下に「又は当該分割により当該事業の全部を承継した法人」を加え、同条第三項中「第九條第二項」の下に「一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は

同項」を加える。

(ガス事業法の一部改正)

第五十八条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「合併の下に」及び分割(一般ガス事業の全部又は一部を承継させるものに限る。))を加える。

第十一條第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割(当該一般ガス事業の全部を承継させるものに限る。)」がに、「若しくは合併後」を、「合併後に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該一般ガス事業の全部を承継した法人」を加える。

第三十九条の六第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割(当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)」がに、「若しくは合併後」を、「合併後に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

(倉庫業法の一部改正)

第五十九条 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十七條の前の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「法人の合併」の下に「又は分割(当該倉庫業の全部又は一部を承継させるものに限る。))を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該倉庫業の全部若しくは一部を承継した法人」を加える。

(工業用水法の一部改正)

第六十条 工業用水法(昭和三十一年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「又は合併が」を、「合併又は分割(当該許可井戸を承継させるものに限る。))がに、「又は合併後」を、「合併後に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該許可井戸を承継した法人」を加える。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第六十一条 特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六條中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「(法人の分割による承継の場合にあつては、申請された流水の用途に係る事業の全部を承継する法人に限る。))」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第二十二條中「一般承継」の下に「(法人の分割による承継の場合にあつては、当該ダム使用権の設定の目的に係る事業の全部を承継させるものに限る。))」を加える。

(高速自動車国道法の一部改正)

第六十二条 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條の五第一項中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「(分割による承継の場合にあつては、連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設を承継する法人に限る。))」を加える。

(有線放送電話に関する法律の一部改正)

第六十三条 有線放送電話に関する法律(昭和三十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「又は合併が」を、「合併又は分割(有線放送電話業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。))がに、「又は合併後」を、「合併後に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

(美容師法の一部改正)

第六十四条 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二第一項中「又は合併が」を、「合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。))がに、「又は合併後」を、「合併後に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該営業を承継した法人」を加える。

併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。))がに、「又は合併後」を、「合併後に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該営業を承継した法人」を加える。

(下水道法の一部改正)

第六十五条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條の八第二項中「又は合併が」を、「合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。))がに、「又は合併後」を、「合併後に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該特定施設を承継した法人」を加える。

(企業担保法の一部改正)

第六十六条 企業担保法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一条を加える。

(会社の分割)

第八條の二 会社の総財産が企業担保権の目的となつてゐるときは、その会社は、企業担保権が担保する債務を分割により承継させることができな

第五十条中「第六十五条から」の下に「第六十八條まで、第六十九條から」を加える。

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正)

第六十七条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「相続又は合併」を、「相続、合併又は分割(その許可に係る作業場又は教室をその用に供してゐる、又は供しようとしてゐる製造業又は学校を承継させるものに限る。))」に、「又は合併後存続し若しくは合併により設立した法人が相続又は合併」を、「合併後存続し若しくは合併により設立した法人又は分割により当該製造業若しくは学校を承継した法人が相続、合併又は分割」に、「六箇月」を「六月」に改める。

(工場立地法の一部改正)

第六十八條 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「又は合併が」を、「合併又は分割(当該特定工場を承継させるものに限る。が)に、「又は合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該特定工場を承継した法人」を加える。

(自動車ターミナル法の一部改正)

第六十九條 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「の合併」の下に「及び分割」を加え、同項ただし書中「場合において、」を「場合において」に改め、「存続するとき」の下に「又は自動車ターミナル事業者である法人が分割をする場合において第三條の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業を承継させない」ときを加え、同條第四項中「合併があつた場合」に「合併若しくは分割があつた場合における」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により第三條の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業を承継した法人」を加える。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第七十條 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「又は合併が」を、「合併又は分割(第三條第一項の許可に係る建物の全部又は一部を承継させるものに限る。が)に、「又は合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該建物の全部若しくは一部を承継した法人」を、「当該建物」の下に「の全部又は一部」を加える。

(業事法の一部改正)

第七十一條 業事法(昭和三十五年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第十四條の五の三第一項中「又は合併が」を、「合併又は分割(当該品目に係る厚生労働省令で

定める資料及び情報(以下この条において「品目に係る資料等」という。)を承継させるものに限る。が)に、「又は合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該品目に係る資料等を承継した法人」を加え、同條第二項中「品目に係る厚生労働省令で定める資料及び情報」を「品目に係る資料等」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第七十二條 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十八條の六第一項中「について合併」の下に「若しくは分割(当該営業の全部を承継させるものに限る。が)に、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該営業の全部を承継した法人」を加え、「一」を「いずれかに」に改める。

(電気用品安全法の一部改正)

第七十三條 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割(当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。が)に、「若しくは合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

(建築物用地下水の採取の規制に関する法律の一部改正)

第七十四條 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「又は合併が」を、「合併又は分割(当該許可掘水設備を承継させるものに限る。が)に、「又は合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該許可掘水設備を承継した法人」を加える。

(石油業法の一部改正)

第七十五條 石油業法(昭和三十七年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第八條の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同條第二項中「合併」の下に「及び分割(石油精製業の全部を承継させるものに限る。次条第一項において同じ。が)を加える。

第九條第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割」に改め、「若しくは合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該石油精製業の全部を承継した法人」を加える。

(行政不服審査法の一部改正)

第七十六條 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第二項中「合併が」を、「合併又は分割(審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。が)に、「又は」を「若しくは」に改め、「財団」を「財団又は分割により当該権利を承継した法人」に改め、同條第三項中「死亡」を「死亡若しくは分割」に改め、同條第四項中「財団」を「財団若しくは分割をした法人」に改め、「財団に到達したとき」を「財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したとき」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第七十七條 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「(分割による承継の場合にあつては、占有予定者の事業の全部を承継する法人に限る。が)を加える。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)

第七十八條 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第八條中「合併」の下に「分割」を加える。

(商業登記法の一部改正)

第七十九條 商業登記法(昭和三十八年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八十九條の三の次に次の五條を加える。

(会社分割の登記)

第八十九條の四 新設分割による設立の登記又は吸収分割により営業を承継する会社がある吸収分割による変更の登記においては、分割をする会社の商号及び本店並びに分割をした旨をも登記しなければならない。

2 分割をした会社がする新設分割又は吸収分割による変更の登記においては、新設分割により設立した会社又は吸収分割により営業を承継した会社の商号及び本店並びに分割をした旨をも登記しなければならない。

第八十九條の五 新設分割による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 分割計画書

二 分割をする会社の株主総会又は取締役会の議事録

三 分割をする会社の登記簿の謄本。ただし、当該登記所の管轄区域内に分割をする会社の本店又は支店がある場合を除く。

四 商法第三百七十四條ノ四第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五 商法第三百七十四條ノ五前段に規定する額を証する書面

六 商法第三百七十四條ノ六第一項の場合には、同項に規定する会計帳簿に記載した価額の合計額を証する書面及び分割をする会社の最終の貸借対照表

七 分割により株式の併合又は消却をしたときは、第八十四條の二の書面

八 第八十條第一号、第八号及び第九号に掲

ける書面

2 第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。

第八十九条の六 営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 分割契約書

二 分割をする会社の株主総会、取締役会又は社員総会の議事録

三 商法第三百七十四条ノ二十第一項(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。)

報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社にあつては、これらの公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 分割により資本を増加するときは、商法第三百七十四条ノ二十一前段に規定する限度額を証する書面

五 商法第三百七十四条ノ二十二第一項の場合には、同項に規定する会計帳簿に記載した価額の合計額を証する書面及び分割をする会社の最終の貸借対照表

六 商法第三百七十四条ノ二十三第五項の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する株式の総数を証する書面

七 分割に際して就任する取締役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面

八 商法第三百七十四条ノ十七第六項の場合には、同法第三百五十五条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

九 第八十九条の五第一項第三号及び第七号

に掲げる書面

第八十九条の七 本店の所在地における分割をする会社がする新設分割又は吸収分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に新設分割により設立する会社又は吸収分割により営業を承継する会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 本店の所在地における前項の登記の申請と第八十九条の五又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書類の添付を要しない。

第八十九条の八 新設分割により設立する会社又は吸収分割により営業を承継する会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 新設分割により設立する会社又は吸収分割により営業を承継する会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、新設分割による設立の登記又は営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを分割をした会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

第九十条第三号中(昭和十三年法律第七十四号)を削る。

第九十条の次に次の二条を加える。

(会社分割の登記)

第九十七条の二 新設分割による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 分割をする会社の社員総会、株主総会又は取締役会の議事録

二 商法第三百七十四条ノ四第一項(有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用す

る場合を含む。)

の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

三 第八十九条の五第一項第一号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる書面

に掲げる書面

2 第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。

第九十七条の三 営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、第八十九条の六各号(第六号及び第八号を除く。)

に掲げる書類を添付しなければならない。

第九十条第一号中「第八十一条の下に」「第八十九条の四、第八十九条の七、第八十九条の八」を加える。

(近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部改正)

第八十条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十一年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「又は合併が行なわれた場合」を「合併又は分割その許可に係る作業場又は教室をその用に供している、又は供しようとしている製造業又は学校を承継させるものに限る。」が行なわれた場合」に、「又は合併後存続し若しくは合併により設立した法人が相続又は合併が行なわれた」を「合併後存続し若しくは合併により設立した法人又は分割により当該製造業若しくは学校を承継した法人が相続、合併又は分割が行なわれた」に、「六箇月」を「六月」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第八十一条 漁業災害補償法(昭和三十一年法律第五百五十八号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「又は合併により解散し

た」を「合併により解散し、又は分割(当該共同契約に係る漁業の経営の全部を承継させ、又は当該共同契約に係る共同目的たる漁具を承継させるものに限る。を)した」に改める。

第九十条第一項中「場合であつて」の下に「当該共同契約に係る漁業の経営の一部を承継させる分割があつたとき、若しくは」を加える。

(河川法の一部改正)

第八十二条 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

た」を「合併により解散し、又は分割(当該共同契約に係る漁業の経営の全部を承継させ、又は当該共同契約に係る共同目的たる漁具を承継させるものに限る。を)した」に改める。

第九十条第一項中「場合であつて」の下に「当該共同契約に係る漁業の経営の一部を承継させる分割があつたとき、若しくは」を加える。

(河川法の一部改正)

第八十二条 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「(分割による承継の場合にあつては、第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利を承継し、又は第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可に係る工作物、土地若しくは竹木若しくは当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地(以下この条において「許可に係る工作物等」という。を)を承継する法人に限る。)」を加え、同条第二項中「工作物、土地若しくは竹木又は当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地(以下この条において「許可に係る工作物等」という。を)を「許可に係る工作物等」という。を「工作物等」に改める。

第五十五条第二項、第五十七条第三項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この条において「許可に係る土地等」という。を)を承継する法人に限る。)」を加え、「土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この条において「許可に係る土地等」という。を)を「土地等」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第八十三条 電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十号の見出し中「合併」の下に「及び分割」を

加え、同条第二項中「合併」の下に「及び分割」(電気事業の全部を承継させるものに限る。次条第一項において同じ。)」を加える。

第十一條第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割が」に、「若しくは合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該電気事業の全部を承継した法人」を加える。

第十六條の三第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割(当該特定規模電気事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該特定規模電気事業の全部を承継した法人」を加える。

第五十五條の二第一項中「又は合併が」を、「合併又は分割(当該事業用電気工作物を承継させるものに限る。)」に、「又は合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該事業用電気工作物を承継した法人」を加える。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第八十四條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を、「合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第四十二條第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割(当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

(砂利採取法の一部改正)

第八十五條 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を、「合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第八十六條 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一号中「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第八十七條 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を、「合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第九十條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「又は合併が」を、「合併又は分割(当該廃油処理事業を承継させるものに限る。)」に、「又は合併後」を、「合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該廃油処理事業を承継した法人」を加える。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第九十一條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第九條の六の見出しを「(合併及び分割)」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合(当該許可に係る一般廃棄物処理施設を承継させる場合に限る。)」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継した法人」を加える。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第九十二條 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「又は合併が」を、「合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)」に、「又は合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該特定施設を承継した法人」を加える。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第九十三條 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号中「したとき」の下に「分割により営業の一部(支店に係るものを除く。)を承継させ、若しくは営業の全部若しくは一部を承継したとき」を加える。

第二十三條第一項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 分割により支店の営業の全部の承継(外国証券会社の外国における営業の全部の承継を含む。又は一部を承継させたとき。

その外国証券業者又は外国証券会社

第二十三條第二項中「支店の」を「分割による支店の営業の一部の承継をさせたとき、同項第六号にあつては支店の」に改め、同条第三項中「含む。」を「含む。」とし、「限る。」を「限る。」を「し」、「解散を」を「解散を」、分割による営業の全部若しくは一部の承継をさせ、に改め、同条第五項中「合併」の下に「分割による支店の営業の全部又は一部の承継を加える。

(預金保険法の一部改正)

第九十四條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第三項第一号中「又は商法第三百五十八條第一項」を、「商法第二百四十五條ノ五第一項の規定により株主総会の決議によらずに営業の全部の譲受けを行おうとしたものである場合又は同法第三百五十八條第一項に、又は商法第三百五十八條第八項を、商法第二百四十五條ノ五第六項又は第三百五十八條第八項」

に改める。

第七十七条第一項中「第三百七十二條」の下に「第三百七十四條ノ十二（同法第三百七十四條ノ二十八第三項において準用する場合を含む。）を加える。

（卸売市場法の一部改正）

第九十五条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「又は分割の場合（中央卸売市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「又は合併により設立された法人」を「若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人」に改め、同条第四項中「設立される法人」の下に「若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人」を加える。

（労働安全衛生法の一部改正）

第九十六条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の五第一項中「若しくは合併」を「合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に改める。

（熱供給事業法の一部改正）

第九十七条 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「合併」の下に「及び分割（熱供給事業の全部を承継させるものに限る。）次条第一項において同じ。」を加える。

第十条第一項中「若しくは合併」を「合併若しくは分割」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該熱供給事業の全部を承継した法人」を加える。

人」を加える。

（石油パイプライン事業法の一部改正）

第九十八条 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「合併」の下に「及び分割（石油パイプライン事業の全部を承継させるものに限る。次条第一項において同じ。）を加える。

第十一条第一項中「若しくは合併」を「合併若しくは分割」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該石油パイプライン事業の全部を承継した法人」を加える。

（有線テレビジョン放送法の一部改正）

第九十九条 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「又は分割の場合（第三条第一項の許可に係る有線テレビジョン放送施設の全部を承継させる場合に限る。）を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該有線テレビジョン放送施設の全部を承継した法人」を「消滅した法人」の下に「又は分割をした法人」を加える。

第十七条の二第一項中「若しくは合併」を「合併若しくは分割（同条の規定による届出に係る業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「その事業を当該事業に」を「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

（消費生活用製品安全法の一部改正）

第一百条 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくは合併」を「合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正）

第一百条 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「又は合併」を「合併又は分割（その許可に係る特定施設を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該特定施設を承継した法人」を加える。

（石油コンビナート等災害防止法の一部改正）

第一百条 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は合併」を「合併又は分割（第一種事業所を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により第一種事業所を承継した法人」を加える。

（石油備蓄法の一部改正）

第一百三十三条 石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「若しくは合併」を「合併若しくは分割（事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により事業の全部を承継した法人」を加える。

同条第二項中「若しくは合併」を「合併若しくは分割（石油ガスの輸入の事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

（振動規制法の一部改正）

第四百四条 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「又は合併」を「合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人」を加える。

（揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正）

第一百五条 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「若しくは合併」を「合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に、「二」を「いずれかに」に改める。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正）

第六六条 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「解散」の下に「分割（その事業の全部を承継させるものに限る。以下この項及び第十二条第一項において同じ。）を」と、「死亡、解散の下に」を「分割」を加える。

（銀行法の一部改正）

第一百七七条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 合併又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十條―第三十六條）を」と「第五章 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十條―第三十六條）に改める。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)

第百十條 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「合併」の下に、「分割」を加える。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第百一十一條 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「若しくは合併」を、「合併若しくは分割」に改める。

(たばこ事業法の一部改正)

第百十二條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「相統又は合併」を「相統、合併又は分割(事業の全部を承継させるものに限る。第二十七條において同じ。)」に、「又は合併後」を、「合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により事業の全部を承継した法人」を加え、「各号の二」を「各号のいずれか」に改める。

第二十七條第一項中「相統又は合併」を「相統、合併又は分割」に、「又は合併後」を、「合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により事業の全部を承継した法人」を加え、「各号の二」を「各号のいずれか」に改める。

第三号及び第四号を除く。の「一」を「各号(第三号及び第四号を除く。のいずれか)」に改める。

(日本たばこ産業株式会社法の一部改正)

第百十三條 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八條中「合併」の下に、「分割」を加える。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第百十四條 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「合併」の下に、「分割」を加え、同条第二項中「をいう」の下に「以下同じ」

を、「除く」の下に「又は分割の決議第一種電気通信事業の全部を承継させる分割についての決議に限る。」を加える。

第十八條第二号中「合併」の下に、「分割」を加える。

(電気通信事業法の一部改正)

第百十五條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「合併」の下に「及び分割(第一種電気通信事業の全部を承継させるものに限る。第四項において同じ。)」を加え、同条第四項中「合併」の下に「若しくは分割」を、

「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

第二十三條第一項中「合併」の下に「分割(第一種電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)」を、「設立した法人」の下に「分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

(特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部改正)

第百十六條 特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九條中「若しくは合併」を、「合併若しくは分割(その営む鉄道事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を、「合併後」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割によりその営む鉄道事業の全部を承継した法人」を加える。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第百十七條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第九條中「合併」の下に、「分割」を加える。

(鉄道事業法の一部改正)

第百十八條 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、「において」を「において」に改め、「存続するときの下に」又は「鉄道事業者たる法人が分割をする場合において」鉄道事業者を承継させないときを加え、同条第四項中「合併」の下に「又は分割」を加え、「又はを若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により鉄道事業を承継した法人」を加え、「合併法人」を「合併法人等」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「合併法人」を「合併法人等」に改める。

附則第七條第六項第三号中「合併」の下に「又は分割」を加える。

(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正)

第百十九條 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「若しくは合併」を、「合併若しくは分割(当該許可又は確認に係る種類の特定物質の製造の事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を、「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

(金融先物取引法の一部改正)

第百二十條 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の十一第二項中「第二百八十八条ノ二第三項」を「第二百八十八条ノ二第六項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第四十八條の二第二項第四号中「又は合併」を「合併」に改め、「限る」の下に「又は新設分割(当該新設分割により設立された者が当該金融先物取引所であるものに限る。)」を加える。

(貨物運送取扱事業法の一部改正)

第百二十一條 貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十七條第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、「において」を「において」に改め、「存続するときの下に」又は「利用運送事業者たる法人が分割をする場合において」利用運送事業者を承継させないときを加え、同条第四項中「他の法人と合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により利用運送事業を承継した法人」を加える。

第三十條の二第二項中「若しくは合併」を「合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を、「合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第百二十二條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十條第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、「において」を「において」に改め、「存続するときの下に」又は「一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において」一般貨物自動車運送事業を承継させないときを加え、同条第四項中「他の法人と合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により一般貨物自動車運送事業を承継した法人」を加える。

第三十五條第七項中「合併」の下に「分割(当該事業を承継させるものに限る。)」を、「設立された法人」の下に「分割により当該事業を承継した法人」を加える。

第三十六條第三項中「又は」を削り、「譲渡した」を「譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させた」に改める。

(前払式証券の規制等に関する法律の一部改正)

第百二十三條 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「合併」の下に「分

分割」を加え、「において」を「において」に改め、「存続するときの下に」又は「利用運送事業者たる法人が分割をする場合において」利用運送事業者を承継させないときを加え、同条第四項中「他の法人と合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により利用運送事業を承継した法人」を加える。

第三十條の二第二項中「若しくは合併」を「合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を、「合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第百二十二條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十條第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、「において」を「において」に改め、「存続するときの下に」又は「一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において」一般貨物自動車運送事業を承継させないときを加え、同条第四項中「他の法人と合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により一般貨物自動車運送事業を承継した法人」を加える。

第三十五條第七項中「合併」の下に「分割(当該事業を承継させるものに限る。)」を、「設立された法人」の下に「分割により当該事業を承継した法人」を加える。

第三十六條第三項中「又は」を削り、「譲渡した」を「譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させた」に改める。

(前払式証券の規制等に関する法律の一部改正)

第百二十三條 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「合併」の下に「分

分割」を加え、「において」を「において」に改め、「存続するときの下に」又は「利用運送事業者たる法人が分割をする場合において」利用運送事業者を承継させないときを加え、同条第四項中「他の法人と合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により利用運送事業を承継した法人」を加える。

第三十條の二第二項中「若しくは合併」を「合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を、「合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第百二十二條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十條第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、「において」を「において」に改め、「存続するときの下に」又は「一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において」一般貨物自動車運送事業を承継させないときを加え、同条第四項中「他の法人と合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により一般貨物自動車運送事業を承継した法人」を加える。

第三十五條第七項中「合併」の下に「分割(当該事業を承継させるものに限る。)」を、「設立された法人」の下に「分割により当該事業を承継した法人」を加える。

第三十六條第三項中「又は」を削り、「譲渡した」を「譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させた」に改める。

(前払式証券の規制等に関する法律の一部改正)

第百二十三條 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「合併」の下に「分

割(当該自家発行型前払式証券の発行に係る営業の全部を承継させるものに限る。」「を、「設立された法人」の下に、「分割により当該営業の全部を承継した法人」を加える。

第十條第一項中「若しくは合併」の下に「若しくは分割(当該第三者発行型前払式証券の発行に係る営業の全部を承継させるものに限る。)」を、「設立された法人」の下に「若しくは分割により当該営業の全部を承継した法人」を加える。(特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部改正)

第二百二十四條 特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「第二百八十九條ノ十九第一項」を「第二百八十九條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百八十九條ノ十九第一項」に、「同条第三項」を「同法第二百八十九條ノ二第四項及び第二百八十九條ノ十九第三項」に、「同項」を「同法第二百八十九條ノ二第四項及び第二百八十九條ノ十九第三項」に改め、同条第二項中「商法」の下に「第二百八十九條ノ二第二項又は」を加える。(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第二百二十五條 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「又は合併が」を、「合併又は分割(当該食鳥処理の事業を承継させるものに限る。)」に、「又は合併後」を、「合併後に改め、」設立された法人」の下に「又は分割により当該事業を承継した法人」を加える。(計量法の一部改正)

第二百二十六條 計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一條中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割(その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」

を、「合併後に改め、」設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

第六十一條中「若しくは合併が」を、「合併若しくは分割(当該指定に係る事業の全部を承継させるものに限る。)」に、「若しくは合併後」を、「合併後に改め、」設立した法人」の下に「又は分割によりその事業の全部を承継した法人」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」に改める。(特定債権等に関する法律の一部改正)

第二百二十七條 特定債権等に関する法律(平成四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

特定債権等譲受業者を分割する法人とする分割でその特定債権等譲受業の全部若しくは一部を承継させるもの又は特定債権等譲受業者を分割により営業を承継する法人とする吸収分割についても、同様とする。

第三十九條中「合併」の下に「若しくは分割(その特定債権等譲受業の全部を承継させるものに限る。)」を、「設立された法人」の下に「若しくは分割によりその特定債権等譲受業の全部を承継した法人」を加える。(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)

第二百二十八條 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「又は合併が」を、「合併又は分割(第一種出荷取扱業の全部を承継させるものに限る。)」に、「又は合併後」を、「合併後に改め、」設立した法人」の下に「又は分割により第一種出荷取扱業の全部を承継した法人」を加え、「二に該当するときは」を「いずれかに

該当するときは、」に改める。
(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第二百二十九條 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「(分割による承継の場合にあっては、第四條第一項の規定による申請に係る権利及び義務の全部を承継する法人に限る。)」を加える。

第十四條第一項中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「(分割による承継の場合にあっては、これらの規定による許可に基づく権利及び義務の全部を承継する法人に限る。)」を加える。

(中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第二百三十條 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 整理、解散、合併及び清算」を「第八章 整理、解散、合併及び清算」に、「第三節 合併(第百五十九條―第百七十三條)」を「第三節 合併(第百五十九條―第百七十三條)の二」に改める。

第五十九條第一項中「第三條第五項及び第七項」を「第三條第五項、第七項及び第八項」に改め、「第二百九十四條第二項の下に」及び「第二百九十四條ノ二」を加え、「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで」に改める。

第六十六條中「第四項」を「第五項」に改める。

第九十一條第二項中「第二百八十八條ノ二第二項」を「第二百八十八條ノ二第六項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第二百六十六條第四項中「又は第百六十七條第一項」を「第百六十七條第一項又は第百七十三條の六第一項」に、「又は合併を」合併又は分割

に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「一」を「一」に改め、同項第一号中「合併」の下に「又は分割」を加える。

第八條の五第一項中「第二百八十九條ノ十九第一項」を「第二百八十九條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百八十九條ノ十九第一項」に、「同条第三項」を「同法第二百八十九條ノ二第四項及び第二百八十九條ノ十九第三項」に、「同項」を「同法第二百八十九條ノ二第四項及び第二百八十九條ノ十九第三項」に改め、同条第二項中「商法」の下に「第二百八十九條ノ二第二項又は」を加える。(保険業法の一部改正)

第二百三十一條 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三節 整理、解散、合併、分割及び清算」に、「第三節 合併(第百五十九條―第百七十三條)の二」に改める。

第二百七十七條第四項ただし書中「認可」の下に「(第三号に該当する場合には、免許。次項において同じ。)」を加え、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第百七十三條の六第一項の認可を受けて共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。により設立された会社が第三條第一項の免許を受けて当該保険会社になったとき。その免許を受けた日

四 当該保険会社が第百七十三條の六第一項

の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき(内閣府令で定める場合に限る。)
その分割をした日

第二百七十七条第二号中「又は第六百六十七条第一項を、第六百六十七条第一項又は第六百七十三條の六第一項に、又は合併を、合併又は分割に改め、同条第三号中「第六百四十二條の下に又は第六百七十三條の六第一項を、譲渡の下に又は分割を加える。

「第八章 整理、解散、合併及び清算」を「第八章 整理、解散、合併、分割及び清算に改める。

第六百五十一條中「第三百七十二條の下に、第三百七十四條ノ十二(第三百七十四條ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)を加える。

第六百六十四條第四項中「第二百八十八條ノ二第三項を、第二百八十八條ノ二第六項に改める。
第二編第八章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 分割

(保険業を営む株式会社の分割)
第七百七十三條の二 保険業を営む株式会社(以下この節において「会社」という。)が分割により保険契約を承継させる場合においては、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約(第七百七十三條の四第一項の公告の時に既に既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。))その他の政令で定める保険契約を除く。))の全部を包括して承継させなければならない。

2 分割により保険契約を承継させる会社は、分割計画書又は分割契約書(以下「分割計画書等」という。))において、当該分割により承継させるものとする保険契約について、契約条項の軽微な変更で保険契約者の不利益とならないものを定めることができる。

(分割に係る書類の備置き等)

第七百七十三條の三 分割の当事者である会社の取締役は、商法第三百七十四條第一項又は第三百七十四條ノ十七第一項(分割計画書等の承認)の株主総会の会日の二週間前(同法第三百七十四條ノ六又は第三百七十四條ノ二十二若しくは第三百七十四條ノ二十三(簡易な分割手続)の規定により同法第三百七十四條第一項又は第三百七十四條ノ十七第一項(分割計画書等の承認)の承認を得ないで分割を行う場合には、分割計画書等の作成の日)から分割の日後六月を経過する日まで、分割計画書等その他の内閣府令で定める書類を各営業所に備え置かなければならない。
2 第六十六條の二第二項の規定は、前項の書類について準用する。

(分割の公告及び異議申立て)
第七百七十三條の四 分割の当事者である会社は、分割の決議の日(商法第三百七十四條ノ六又は第三百七十四條ノ二十二若しくは第三百七十四條ノ二十三(簡易な分割手続)の規定により同法第三百七十四條第一項又は第三百七十四條ノ十七第一項(分割計画書等の承認)の承認を得ないで分割を行う場合には、分割計画書等の作成の日)から二週間以内に、分割計画書等の要旨及び各会社の貸借対照表その他の内閣府令で定める事項を公告しなければならぬ。

2 第七十七條第二項から第五項まで、第七項及び第十一項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第七百七十三條の四第一項」と、「保険契約者を除く。」とあるのは、「保険契約者及び商法第三百七十四條ノ四第一項ただし書(債権者の異議)(同法第三百七十四條ノ二十第二項において準用する場合を含む。))に規定する債権者である保険契約者を除く。」と、同条第四項中「第一項の資本の減少の決議」とあるのは、「商法第三百七十四條第一項又は第三百七十四條ノ十七第一項(分割計画書等

の承認)の承認の決議」と、同条第五項中「商法第三百七十六條第二項(資本の減少)において準用する同法第三百條(債権者の異議)」とあるのは、「商法第三百七十四條ノ四又は第三百七十四條ノ二十(債権者の異議)」と、同条第七項中「前各項」とあるのは、「第七百七十三條の四第一項及び同条第二項において準用する第三項から第五項まで」と、「資本の減少」とあるのは、「分割」と、同条第十一項中「前各項に定めるものは、第一項」とあるのは、「第七百七十三條の四第一項並びに同条第二項において準用する第二項」と、「第七項」とあるのは、「第七項に定めるものは、これら」と読み替えるものとする。

3 第七十條第三項の規定は、第一項の分割の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項において準用する商法第三百條第一項」とあるのは、「商法第三百七十四條ノ四第一項又は第三百七十四條ノ二十第一項」と読み替えるものとする。

4 商法第三百七十四條ノ十第二項又は第三百七十四條ノ二十六第二項(分割の効力)の規定は、前項において準用する第七十條第三項の規定により催告することを要しないものとされる保険契約に係る権利を有する者、保険金信託業務に係る金銭信託の受益者その他の政令で定める債権者には適用しない。

5 分割の当事者である会社及び新設分割により事業を承継する会社の取締役は、分割の日から六月間、第一項及び第二項において準用する第七十七條第二項から第四項までに規定する手続の経過その他の分割に関する事項として内閣府令で定める事項を記載した書類を各営業所に備え置かなければならない。
6 第六十六條の二第二項の規定は、前項の書類について準用する。

(保険契約の締結の停止)
第七百七十三條の五 分割により保険契約を承継

させる会社は、分割の決議があった時から分割をし、又はしないこととなった時まで、その分割により承継させようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならない。
(会社の分割の認可)
第七百七十三條の六 会社の分割は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一 当該分割が、保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること。
二 当該分割が、保険会社相互の適正な競争関係を阻害するおそれのないものであること。

三 当該認可の申請をした会社が、分割後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。
(分割の公告等)
第七百七十三條の七 分割により保険契約を承継させる会社は、当該分割後、遅滞なく、当該分割により保険契約を承継させたこと及び内閣府令で定める事項を公告しなければならぬ。分割をしないこととなったときも、同様とする。

2 分割により保険契約を承継した会社は、当該分割の日後三月以内に、当該分割による承継に係る保険契約者に対し、その旨分割計画書等において、当該分割による承継に係る保険契約について第七百七十三條の二第二項に規定する軽微な変更を定めたときは、当該分割により保険契約を承継したこと及び当該軽微な変更の内容を通知しなければならない。

3 分割により保険契約を承継させる会社が保険契約者に対して貸付金その他の債権を有しており、かつ、当該債権が分割計画書等により保険契約を承継する会社に承継されることとされている場合において、第一項前段の規

定による公告がされたときは、当該保険契約者に対して民法第四百六十七條（指名債権の譲渡の對抗要件）の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもって確定日付とする。

（分割の登記）

第七十三條の八 新設分割による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八條、第十九條（申請書の添付書面）、第七十九條（株式会社の添付書面の通則）及び第八十九條の五第五項（新設分割による設立の登記）に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第七十三條の四第一項の規定による公告をしたことを証する書面

二 第七十三條の四第二項において準用する第七十七條第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第七十三條の四第二項において準用する第七十七條第四項の内閣府令で定める金額が、第七十三條の四第二項において準用する第七十七條第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面

2 事業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、商業登記法第十八條、第十九條、第七十九條及び第八十九條の六（吸収分割による変更の登記）に定める書類のほか、前項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（信託業務を行う会社に関する特則）

第七十三條の九 分割により事業を承継する会社は、分割により事業を承継させる会社（当該会社が保険金信託業務を行う場合に限る。）の当該事業に係る信託に関する権利義務を承継する。

2 信託業務法第十六條ノ二第二項（異議を述べた受益者の規定は、前項の場合について準用する。）

第二百九條第五号中「合併をし」の下に「分割により事業を承継させ、若しくは承継し」を加える。

第二百七條中「第二百六條第三項及び第四項を第二百六條第四項及び第五項」に改める。

第二百四十二條第一項中「第三百八十條を第三百七十四條ノ二（分割無効の訴え）（同法第三百七十四條ノ二十八第三項において準用する場合を含む。）第三百八十條に改める。

第二百七十一條の十五の見出しを「（保険持株会社に係る合併、分割又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可）」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 保険持株会社を当事者とする分割（当該分割により営業を承継させた保険持株会社又は当該分割により営業を承継した保険持株会社が、その分割後も引き続き保険持株会社であるものに限る。）は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百七十一條の十七第三号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「合併」の下に「分割」を加え、同条第四号中「第二百七十一條の十五第二項」の下に「又は第三項」を「受けて」の下に「分割又は」を加え、同条第五号中「又は合併」を「合併」に、「合併」を「又は新設分割を無効」に改める。

第二百七十二條第一項第二号中「又は合併」を「合併」に改め、「（限る。）」の下に「又は新設分割」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 保険業を営む株式会社及び分割により保険契約の全部を承継させたとき。

第二百七十二條第二項中「及び事業」を「当該外国保険会社等の事業の全部を承継させることとなる分割及び事業」に改める。

第三百十一條の三第一項第二号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第三百三十一條第一項中「（保険会社の計算を）（保険会社又はその子会社（商法第二百一十一條ノ二（保険会社が相互会社であるときは、第五十一條第二項において準用する同法第二百六十條ノ四第五項）に規定する子会社をいう。第三項において同じ。）の計算に改め、同条第三項中「（保険会社）」の下に「又はその子会社」を加える。

第三百三十三條第一項第五号中「第二百八十八條ノ二第三項」を「第二百八十八條ノ二第六項」に改め、同項第十八号中「第五項及び第七項」を「第五項、第七項及び第八項」に改める。

附則第七條中「第二百七十二條第一項第四号」を「第二百七十二條第一項第五号」に改める。

（塩事業法の一部改正）

第二百三十二條 塩事業法（平成八年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「又は合併が」を「合併又は分割（事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により事業の全部を承継した法人」を加える。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第二百三十三條 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十八條の三第一項の表第二百五十八條第三項の項の次に次のように加える。

第二百五十八條の二第三項	の規定は、適用せず、同法
第二百五十八條の三第三項	の規定は、適用せず、同法

第二百二十四條中「及び第五号」を「第五号、第七号から第九号まで」に、「同項第七号」を「同項第十号」に改める。

第六十條の百七中「（会社更生法第二百三十三條の下に）（第一項第七号から第九号までを除く。）」を加え、「同項第七号」を「同項第十号」に改める。

（南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正）

第二百三十四條 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「又は合併が」を「合併又は分割（申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「合併後」に改める。

（大規模小売店舗立地法の一部改正）

第二百三十六條 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「又は合併が」を「合併又は分割（当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「合併後」に改める。

（大規模小売店舗立地法の一部改正）

第二百三十七條 中野国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「合併」の下に「分割」を加える。

後」を「合併後に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人」を加える。

(特定家庭用機器再商品化法の一部改正)

第百三十七条 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割(その製造等の事業を承継させるものに限る。が)」に、「若しくは合併後」を「合併後に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割によりその製造等の事業を承継した法人」を加え、「若しくは合併により消滅した法人」を「合併により消滅した法人若しくは分割をした法人」に改める。

(美術品の美術館における公開の促進に関する法律の一部改正)

第百三十八条 美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「又は合併が」を「合併又は分割(登録美術品を承継させるものに限る。が)」に、「又は合併後」を「合併後に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により登録美術品を承継した法人」を加える。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第百三十九条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第百六条第二項中「とあるのは、」とあるのは「に、「読み替えるものとする」を、「自己又は其の子会社」とあるのは「自己」と読み替えるものとする」に改める。

第二百二十七条第二項中「第十六条第二項の下に「及び第十六条ノ二第二項を加え、「同項」を「これらの規定に改め、同条第三項中「第七條第二項の下に「及び第七條ノ二第二項」を加え、「同項において」を「これらの規定においてそれぞれ」に改め、「第十六条第二項の下に「及

び第十六条ノ二第二項」を加える。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第百四十条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

債権回収会社を分割をする会社とする分割で債権管理回収業の全部若しくは一部を承継させるもの又は債権回収会社を分割により営業を承継する会社とする吸収分割も、同様とする。

第九条中「について合併」の下に「若しくは分割(債権管理回収業の全部を承継させるものに限る。が)」を、「設立された会社」の下に「若しくは分割により債権管理回収業の全部を承継した会社」を加える。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第百四十一条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第三百七十二条の下に」「第三百七十四条ノ十二(同法第百七十四條ノ二十八第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

(新事業創出促進法の一部改正)

第百四十二条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十條中「第二百八十九條ノ十九第一項」を「第二百八十九條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡する自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百八十九條ノ十九第一項に、同条第三項を「同法第二百八十九條ノ二第四項及び第二百八十九條ノ十九第三項」に、「同項」を「同法第二百八十九條ノ二第四項及び第二百八十九條ノ十九第三項」に改める。

第十一条の五第一項中「第二百八十九條ノ十九第一項」を「第二百八十九條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡する自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百八十九條ノ十九第一項に、同条第三項を「同法第二百八十九條ノ二第四項及び第二百八十九條ノ十九第三項」に、「同項」を「同法第二百八十九條ノ二第四項及び第二百八十九條ノ十九第三項」に改め、「適用スル第二百八十九條ノ十九第二項」との下に「十分の一」とあるのは「三分の一」とを加え、同条第四項中「商法」の下に「第二百十條ノ二第二項又は」を加える。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)

第百四十三条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割(当該認定に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を承継させるものに限る。が)」に、「若しくは合併後」を「合併後に改め、「法人は」「法人が」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」に改める。

(ダイオキシンの類対策特別措置法の一部改正)

第百四十四条 ダイオキシンの類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「又は合併が」を「合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。が)」に、「又は合併後」を「合併後に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該特定施設を承継した法人」を加える。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第百四十五条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「第二百十條ノ二第一項、第二項の下に」「第四項」を加え、「第二項及び第五項」を「第三項まで」に改め、同条第三項中「第二百八十九條ノ十九第一項」を「第二百八十九條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百八十九條ノ十九第三項」に、「同項」を「同法第二百八十九條ノ二第四項及び第二百八十九條ノ十九第三項」に改める。

第十條 削除

(産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第百四十六条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第十條第二項の決議がされた場合における当該決議に係る営業の全部の譲受けについては、なお従前の例による。

(新事業創出促進法の一部改正)

第九條第一項中「第二百十條ノ二第一項、第二項の下に」「第四項」を加え、「第二項及び第五項」を「第三項まで」に改め、同条第三項中「第二百八十九條ノ十九第一項」を「第二百八十九條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百八十九條ノ十九第三項」に、「同項」を「同法第二百八十九條ノ二第四項及び第二百八十九條ノ十九第三項」に改める。

第十條 削除

(産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第百四十六条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第十條第二項の決議がされた場合における当該決議に係る営業の全部の譲受けについては、なお従前の例による。

(新事業創出促進法の一部改正)

第百四十七条 新事業創出促進法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第二項中「明治三十二年法律第四十八号」の下に「第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法」を加える。

(アルコール事業法の一部改正)

第百四十八條 アルコール事業法(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。が)」に、「若しくは合併後」を「合併後に改め、「法人は」「法人が」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」に改める。

第七條第一項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。が)」に、「若しくは合併後」を「合併後に改め、「法人は」「法人が」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」に改める。

第七條第一項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。が)」に、「若しくは合併後」を「合併後に改め、「法人は」「法人が」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」に改める。

第七條第一項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。が)」に、「若しくは合併後」を「合併後に改め、「法人は」「法人が」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」に改める。

第七條第一項中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。が)」に、「若しくは合併後」を「合併後に改め、「法人は」「法人が」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」に改める。

（道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十九条 道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、道路運送法第三十六条第二項及び第四項の改正規定中「一般旅客自動車運送事業者」に「一般乗合旅客自動車運送事業者等」を加える。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）

第百五十条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「分割による承継の場合にあっては、当該認可事業者が施行する事業の全部を承継する法人に限る。」を加える。

（旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正）

第百五十一条 新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「第二百八十條ノ十九第一項」を「第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買受ける場合及び同法第二百八十條ノ十九第一項」に、「同条第三項」を「同法第二百十條ノ二及び第二百八十條ノ十九」に、「同項」を「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百八十條ノ十九第三項」に改め、同条第二項中「商法」の下に「第二百十條ノ二第二項又は」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律

（平成十二年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日が独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）附則第八条の規定の施行の日前である場合には、第三十一条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の五の二、第十九条の六第一項第四号及び第二十七条の改正規定中「第二十七条」とあるのは、「第二十六条」とする。

平成十二年五月二十三日印刷

平成十二年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局